

昭和四十四年六月六日 参議院會議録第二十六号

通りである。

理事 上林繁次郎君 (上林繁次郎君の補欠)
同日委員長から左の報告書が提出された。
国立学校設置法の一部を改正する等の法律案可決報告書

通商に関する日本国とメキシコ合衆国との間の協定の締結について承認を求めるの件議決報告書

千九百六十八年の国際砂糖協定の締結について承認を求めるの件議決報告書
建設省設置法の一部を改正する法律案修正議決報告書
地方交付税法の一部を改正する法律案可決報告書

同日内閣総理大臣から議長宛、去る五月十日付をもつて土地調整委員会委員長代理谷口寛君は同委員長に任命され、また同月二十六日付をもつて水産庁次長森沢基吉君は退職したので政府委員は自然消滅となつた旨の通知書を受領した。
同日議長は内閣総理大臣宛、左の者を第六十一回国会政府委員に任命することを承認した旨回答した。

土地調整委員会委員長 谷口 寛君
北海道開発庁総務監理官 新保 實生君
水産庁次長 藤村 弘毅君
運輸大臣官房会計課長 中村 四郎君

○議長(重宗雄三君) これより本日の会議を開きます。
この際、おはかりいたします。
奥村悦造君から病氣のため二十六日間、野坂参三君から病氣のため十二日間、それぞれ請暇の申し出がございました。
いずれも許可することに御異議ございませんか。

○議長(重宗雄三君) 御異議ないと認めます。よつて、いずれも許可することに決しました。

○議長(重宗雄三君) 日程第一、常任委員長辞任の件。
建設委員長 岡 三郎君
決算委員長 木村精八郎君

から、それぞれ常任委員長を辞任したいとの申し出がございました。

会議 請暇の件 常任委員長辞任の件 議事日程追加の件 通商に関する日本国とメキシコ合衆国との間の協定の締結について承認を求めるの件外一件

いずれも許可することに御異議ございませんか。

○議長(重宗雄三君) 御異議ないと認めます。よつて、いずれも許可することに決しました。

○議長(重宗雄三君) つきましては、この際、日程に追加して、
常任委員長選挙を行ないたいと存じますが、御異議ございませんか。

○議長(重宗雄三君) 御異議ないと認めます。
○小柳勇君 常任委員長の選挙は、その手続を省略し、いずれも議長において指名することの動議を提出いたします。

○船田謙君 私は、ただいまの小柳君の動議に賛成いたします。

○議長(重宗雄三君) 小柳君の動議に御異議ございませんか。

○議長(重宗雄三君) 御異議ないと認めます。よつて、議長は、建設委員長に大和与一君を指名いたします。

○拍手
決算委員長に松本賢一君を指名いたします。

○議長(重宗雄三君) 日程第二、通商に関する日本国とメキシコ合衆国との間の協定の締結について承認を求めるの件。
日程第三、千九百六十八年の国際砂糖協定の締結について承認を求めるの件。

(いずれも衆議院送付)
以上両件を一括して議題とすることに御異議ございませんか。

○議長(重宗雄三君) 御異議ないと認めます。よつて、委員長の報告を求めます。外務委員長山本利壽君。

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕

通商に関する日本国とメキシコ合衆国との間の協定の締結について承認を求めるの件
右は本院において承認することを議決した。
よつて国会法第八十三条により送付する。
昭和四十四年五月十三日
衆議院議長 石井光次郎
参議院議長 重宗 雄三殿

通商に関する日本国とメキシコ合衆国との間の協定の締結について承認を求めるの件
通商に関する日本国とメキシコ合衆国との間の協定(同協定に関する交換公文を含む)の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求める。

通商に関する日本国とメキシコ合衆国との間の協定
日本国政府及びメキシコ合衆国政府は、両国間の伝統的な友好関係を強化すること及び両国間に存在する通商関係を容易にし、かつ、発展させることを希望して、平等及び相互の利益の原則を基礎とする通商に関する協定を締結することに決定し、このため、次のとおり全権委員を任命した。
日本国政府
外務大臣 愛知揆一
メキシコ合衆国政府
日本国駐在特命全権大使 フリアン・ロドリゲス・アダメ

これらの全権委員は、互いにその全権委任状を示し、それが良好妥当であると認められた後、次のとおり協定した。

第一条
一方の締約国が次の事項につき第三国を原産地とする産品又は第三国に仕向けられる産品に對して与えたり又は将来与えることがあるすべての利益、特典、特權又は免除は、他方の締約国を原産地とする同様の産品又は他方の締約国に仕向けられる同様の産品に對し、即時に、かつ、無条件に与えられるものとする。

(a) すべての種類の関税及び課徴金であつて輸入若しくは輸出に對して若しくはこれらに關連して課せられ又は輸入若しくは輸出のための支払手段の國際的移転に對して課されるもの、これらの關税及び課徴金の徴収の方法並びに輸入及び輸出に關連するすべての規則及び手続

(b) 輸出貨物及び輸入貨物に對する内國税の適用並びに輸入貨物の國內における販売、販売のための提供、購入、分配又は使用に影響を及ぼすすべての法令及び要件

2
いずれの一方の締約国も、他方の締約国のすべての産品の輸入又は当該他方の締約国に仕向けられるすべての産品の輸出に對し、制限又は禁止を課してはならない。ただし、すべての第三国からの同様の産品の輸入又はすべての第三国への同様の産品の輸出が同様に制限され又は禁止されている場合は、この限りでない。

第二条
各締約国は、支払手段に關するすべての管理又は外國為替に關する規則で自國が設定しており又は将来設定することがあるものを貿易に關して適用するにあたり、他方の締約國に對して無条件に最惠國待遇を与える。

第三条
両締約國の間の貿易に關連するすべての支払は、自由に交換することができるとする通貨により、國際的に認められた商業上及び金融上の慣習に従つて行なわれるものとする。

第四条
第一条の規定は、いずれか一方の締約國が与えており又は将来与えることがある次の特別の利益には適用しない。

(a) 内國漁業の産品に對して与えられる利益
(b) 國境貿易を容易にするため隣接國に与えられる利益

(c) 当該一方の締約國が構成國となつており又は構成國となる關稅同盟又は自由貿易地域の構成

国に与える利益

第五条

この協定のいかなる規定も、各締約国が国際通貨基金協定又はこれを改正し若しくは補足する多数国間の協定の締約国として有してあり又は有することがある権利及び義務に対し、両締約国が当該協定の締約国である限り、影響を及ぼすものではない。いずれか一方の締約国が当該協定の締約国でなくなつた場合には、両締約国は、その時の状況に照らし、この協定の規定に關してなんらかの調整をすることが必要であるかどうかを決定するため、直ちに相互に協議するものとする。

第六条

この協定は、締約国が次の措置を採用し又は適用することを妨げるものではない。

- (a) 公共の安全及び秩序、国防又は國際の平和及び安全の維持に關する措置
- (b) 武器、彈藥又は軍需品の取引に關する措置
- (c) 人、動物又は植物の生命及び健康の保護に關する措置
- (d) 美術的、歴史的又は考古学的な国宝の保護に關する措置
- (e) 金、銀及びこれらの貨幣の輸入及び輸出に關する措置
- (f) 核物質又はその利用若しくは加工から生ずる放射性副産物の取引、利用又は消費に關する措置

第七条

1 各締約国は、他方の締約国がこの協定の適用から又はこの協定の適用に關連して生ずるいかなる問題について行なり申入れに對しても好意的考慮を払ふものとする。

2 両締約国は、いずれか一方の要請があつたときは、1にいう問題につき、及び両国間の通商關係を容易にし、かつ、發展させるための適当な措置につき、相互に協議するものとする。

第八条

1 この協定は、批准されなければならず、批准

書の交換の日の後一箇月で効力を生ずる。批准書の交換は、できる限りすみやかにメキシコ市で行なわれるものとする。

2 この協定は、三年の期間中効力を有し、その後は一年の期間ずつ自動的に延長される。ただし、いずれか一方の締約国が他方の締約国に対しこの協定を終了させる意思を当該期間の満了の少なくとも三箇月前に通告した場合は、この限りでない。

以上の証拠として、各全権委員は、この協定に署名調印した。

千九百六十九年一月三十日に東京で、ひとしく正文である日本語及びスペイン語により本書二通を作成した。

日本国政府のために
愛知揆一

メキシコ合衆国政府のために
フリアン・ロドリゲス・アダメ

議定書

通商に關する日本国とメキシコ合衆国との間の協定(以下「協定」といふ)に署名するにあたり、下名の全権委員は、各自の政府から正当に委任を受け、協定の不可分の一部と認められる次の規定をさらに協定した。

1 協定のいかなる規定も、いずれか一方の締約国が關稅及び貿易に關する一般協定の締約国として有しており又は有することがある権利及び義務に影響を及ぼすものではない。

2 協定のいかなる規定も、千九百五十一年九月八日にサン・フランシスコで署名された日本国との平和条約第三條に掲げるいづれかの地域に對する行政、立法及び司法に關して同条後段に定める事態が継続する限り、日本国が同地域の

住民及び船舶並びに同地域との貿易に對して与えており又は將來与えることがある権利及び特權の享受を要求する權利をメキシコ合衆国に与えるものと解してはならない。

以上の証拠として、各全権委員は、この議定書に署名調印した。

千九百六十九年一月三十日に東京で、ひとしく正文である日本語及びスペイン語により本書二通を作成した。

日本国政府のために
愛知揆一

メキシコ合衆国政府のために
フリアン・ロドリゲス・アダメ

(通商に關する日本国とメキシコ合衆国との間の協定に關する交換公文)
(メキシコ側書簡)

(訳文)

書簡をもつて啓上いたします。本使は、メキシコ政府がコスタ・リカ、エル・サルヴァドル、グアテマラ、ホンデュラス、ニカラグア及びパナマの政府に對しこれらの国からの特定の産品について關稅上の特恵を与えるためにこれらの政府と取極を行なう意向を示したことに並びにこの問題がラテン・アメリカ自由貿易連合によつて検討されていることを閣下に通報する光榮を有します。

メキシコ政府は、前記の取極の効力發生前に、本日署名された通商に關する協定が前記の取極と両立するものとなるように同協定を改正する目的をもつて日本国政府と協議しなければならぬものと了解し、また、その協議によつて改正に關する合意が得られない場合には、いづれの一方の締約国も、同協定第八條2の規定にかかわらず、い

つても、他方の締約国に對する書面による三箇月の予告で同協定を終了させることができるものと了解します。

また、メキシコ政府は、自国の國家企業を通じて資材の輸入を行なうにあつていかなる国をも差別しておらず、したがつて、日本の企業がメキシコの公共部門による買付けに現在と同様に参加することについて好意的に考慮するものであります。メキシコの公共部門は、当該資材の国外における購入が、品質、価格及び金融について最良の條件を提供する市場で行なわれることに關心を有します。

本使は、閣下が日本国政府に代わつて前記の了解を確認されることを要請いたします。

本使は、以上を申し進めるに際し、ここに閣下に向かつて重ねて敬意を表します。

千九百六十九年一月三十日に東京で
日本国駐在メキシコ合衆国特命全權大使
フリアン・ロドリゲス・アダメ

日本国外務大臣 愛知揆一閣下
(日本側書簡)

書簡をもつて啓上いたします。本大臣は、本日付けの閣下の次の書簡を受領したことを確認する光榮を有します。

本使は、メキシコ政府がコスタ・リカ、エル・サルヴァドル、グアテマラ、ホンデュラス、ニカラグア及びパナマの政府に對しこれらの国からの特定の産品について關稅上の特恵を与えるためにこれらの政府と取極を行なう意向を示したことに並びにこの問題がラテン・アメリカ自由貿易連合によつて検討されていることを閣下に通報する光榮を有します。

昭和四十四年六月六日 参議院會議録第二十六号

通商に関する日本国とメキシコ合衆国との間の協定の締結について承認を求めるの件外一件

六九〇

ずれの一方の締約国も、同協定第八条2の規定にかかわらず、いつでも、他方の締約国に対する書面による三箇月の予告で同協定を終了させることができるものと了解します。

また、メキシコ政府は、自国の国家企業を通じて資材の輸入を行なうにあつていかなる国をも差別しておらず、したがつて、日本の企業がメキシコの公共部門による買付けに現在と同様に参加することについて好意的に考慮するものであります。メキシコの公共部門は、当該資材の国外における購入が、品質、価格及び金融について最良の条件を提供する市場で行なわれることに関心を有します。

本使は、閣下が日本国政府に代わつて前記の了解を確認されることを要請いたします。

本大臣は、閣下の書簡に述べられている了解を日本国政府に代わつて確認する光榮を有します。

本大臣は、以上を申し進めるに際し、ここに閣下に向かつて重ねて敬意を表します。

千九百六十九年一月三十日

日本国外務大臣 愛知揆一

日本国駐在メキシコ合衆国特命全權大使

フリアン・ロドリゲス・アダメ閣下

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕

千九百六十八年の国際砂糖協定の締結について承認を求めるの件

右は本院において承認することを議決した。よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和四十四年五月十三日

衆議院議長 石井光次郎

参議院議長 重宗 雄三殿

千九百六十八年の国際砂糖協定の締結について承認を求めるの件

千九百六十八年の国際砂糖協定の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求める。

千九百六十八年の国際砂糖協定

第一章 目的

第一条 目的

この国際砂糖協定（以下「協定」という。）の目的は、国際連合貿易開発会議の第一回会期の最終議定書に含まれる勧告を考慮して、次のとおりとする。

(a) 特に、開発途上にある輸出国の輸出による収入を増加するため、砂糖の国際貿易の水準を引き上げること。
(b) 砂糖の安定した価格であつて生産者に対し妥当な収益をもたらすが先進国において生産の一層の拡大を促進することとはならないものを維持すること。

(c) 輸入国の需要を満たすために十分な数量の砂糖を公正かつ妥当な価格で供給すること。
(d) 砂糖の消費を増大させること。特に、一人当たりの砂糖の消費量の少ない国における消費を奨励するための措置を促進すること。
(e) 世界の砂糖の生産と消費とを一層均衡させること。

(f) 砂糖の取引に関する諸政策の調整及び市場の組織化を容易にすること。
(g) 開発途上にある国の砂糖のため、先進国の市場への適当な参加及び進出機会の拡大を図ること。

(h) すべての砂糖代替品（サイクラメイトその他の人工甘味料を含む。）の使用の発展状況を綿密に観察すること。
(i) 砂糖問題に関して国際協力を促進すること。

第二章 定義

第二条 定義

協定の適用上、

(1) 「機関」とは、第三条の規定によつて設立される国際砂糖機関をいう。

(2) 「理事会」とは、第三条の規定によつて設置される国際砂糖理事会をいう。

(3) 「加盟国」とは、締約国又は第六十六条(3)の規定に基づいて通告が行なわれた領域若しくは領域の集団をいう。

(4) 「開発途上にある加盟国」とは、ラテン・アメリカ、アフリカ（南アフリカ共和国を除く）、アジア（日本国を除く）及び大洋州（オーストラリア及びニュー・ジランドを除く）にある加盟国をいい、ギリシャ、ポルトガル、スペイン、トルコ及びユーゴスラヴィアを含む。

(5) 「先進加盟国」とは、開発途上にある加盟国以外の加盟国をいう。

(6) 「加盟輸出国」とは、砂糖の純輸出国である加盟国をいう。

(7) 「加盟輸入国」とは、砂糖の純輸入国である加盟国をいう。

(8) 「砂糖を輸入する加盟国」とは、砂糖の純輸入国であるか純輸出国であるかを問わず、砂糖を輸入する加盟国をいう。

(9) 「特別多数票」とは、出席しかつ投票する加盟輸出国が投票する票の三分の二以上の多数及び出席しかつ投票する加盟輸入国が投票する票の三分の二以上の多数（加盟輸出国及び加盟輸入国の区分ごとにそれぞれ別個に計算する。）にあたる数の票をいう。

(10) 「区分ごとの三分の二以上の多数」とは、加盟輸出国の過半数で加盟輸出国の総票数の三分の二以上の多数の票を行使するもの及び加盟輸入国の過半数で加盟輸入国の総票数の三分の二以上の多数の票を行使するもの（加盟輸出国及び加盟輸入国の区分ごとにそれぞれ別個に計算する。）にあたる多数をいう。

(11) 「区分ごとの単純過半数票」とは、出席しかつ投票する加盟輸出国の過半数が投票する票の過半数及び出席しかつ投票する加盟輸入国の過半数が投票する票の過半数（加盟輸出国及び加盟輸入国の区分ごとにそれぞれ別個に計算する。）にあたる数の票をいう。

(12) 「会計年度」とは、割当年度をいう。
(13) 「割当年度」とは、一月一日から十二月三十一日までの期間をいう。

(14) 「トン」とは、メートル・トン、すなわち千キログラムをいい、「ポンド」とは、常衡ポンドをいう。協定に規定する砂糖の重量とは、粗糖に換算した砂糖の正味の重量である。（粗糖に換算した砂糖の重量とは、その砂糖を偏光計によつて糖度九十六度と検定される粗糖に換算した場合におけるその重量をいう。）

(15) 「砂糖」とは、さとうきび又はてん菜から得た砂糖で周知の商品形態をもつもの（食用糖みつ、加工糖みつ、糖水その他の液状砂糖で

(i) 五の加盟国
(ii) 二以上の加盟国でその票数の合計が少なく

昭和四十四年六月六日 参議院会議録第二十六号

通商に関する日本国とメキシコ合衆国との間の協定の締結について承認を求めるの件外一件

六九二

とも二百五十となるもの

④ 執行委員会

(3) 会議の通知は、少なくとも三十就業日前に加盟国に対して行なう。ただし、緊急の場合には少なくとも十日前に、また、協定が別の期間を定めている場合にはその期間内に行なう。

(4) 理事会が特別多数票による議決で別段の決定を行なわない限り、会議は、機関の本部において開催される。加盟国は、理事会に対し機関の本部以外の場所において会合するよう招請する場合に、その会合に必要な追加の費用を支弁するものとする。

第九条 票数

(1) 加盟輸出国は総体として千票を有し、加盟輸入国は総体として千票を有する。

(2) 理事会は、その手続規則中に、次の規定に従うことを条件として、加盟輸出国の間及び加盟輸入国の間の票の配分のために用いる方式を定める。

(a) 票数は、分数であつてはならない。

(b) いかなる加盟国も、二百をこえる票又は五未満の票を有してはならない。

(3) 理事会は、各割当年度の当初に、(2)に規定する方式に基づき各区分の加盟国の間で票の配分を決定するものとし、この配分は、(4)に規定する場合を除くほか、当該割当年度中効力を有する。

(4) 加盟国に変動がある場合又は加盟国の投票権が停止され若しくは回復される場合には、理事会は、(2)に規定する方式に基づき各区分の加盟国の間でその総票数を再配分する。

第十条 理事会の投票手続

(1) 各加盟国は、自国が保有するすべての票を投する権利を有するものとし、また、これらの票を分割して投することができない。ただし、各加盟国は、(2)の規定に基づいて委託された票については、自国が保有する票と別個に用いることができる。

(2) 加盟輸出国は他の加盟輸出国に対し、また、加盟輸入国は他の加盟輸入国に対し、議長に対する書面による通告により、理事会の会合において自国の利益を代表し及び自国の票を投する権限を委任することができる。この権限を委任するための文書は、理事会の手続規則に基づいて設置される委任状委員会が審査する。

第十一条 理事会の決定

(1) 理事会のすべての決定及び勧告は、協定が特別多数票による議決で行なうことを定めている場合を除くほか、加盟国の区分ごとの単純過半数票による議決で行なう。

(2) 理事会の決定のために必要な票数を算定するにあたり、棄権した加盟国の票数は、算入しない。

(3) 加盟国は、協定に基づく理事会のすべての決定を拘束力があるものとして受諾することを約束する。

第十二条 他の機関との協力

(1) 理事会は、国際連合及びその諸機関、特に国際連合貿易開発会議並びに国際連合食糧農業機関その他の国際連合の適当な専門機関及び適当な政府間機関との協議又は協力のため、適当なすべての措置を執る。

(2) 理事会は、国際商品貿易における国際連合貿易開発会議の特別の役割を考慮して、その活動及び事業計画を必要限り常時同会議に通報する。

(3) 理事会は、また、砂糖の生産者、貿易業者及び製造業者の国際的機関との効果的な連絡を維持するため、すべての適当な措置を執る。

第十三条 オブザーバーの参加

(1) 理事会は、国際連合又はその専門機関の加盟国である機関の非加盟国に対し、オブザーバーとして理事会の会合に出席するよう招請することができる。

(2) 理事会は、また、第十二条(1)に規定する機関に対し、オブザーバーとして理事会の会合に出

席するよう招請することができる。

第十四条 執行委員会の構成

(1) 執行委員会は、八の加盟輸出国及び八の加盟輸入国で構成する。これらの国は、第十五条の規定に従つて毎割当年度選挙されるものとし、また、再選されることができない。

(2) 執行委員会の各構成国は、一人の代表を任命するものとし、さらに、一人又は二人以上の代表代理及び顧問を任命することができる。

(3) 執行委員会は、毎割当年度その議長を任命する。議長は、投票権を有しないものとし、また、再任されることができない。

(4) 執行委員会は、別段の決定を行なわない限り、機関の本部において会合する。加盟国は、執行委員会に対し機関の本部以外の場所において会合するよう招請する場合には、その会合に必要な追加の費用を支弁するものとする。

第十五条 執行委員会の構成国の選挙

(1) 執行委員会の構成輸出国及び構成輸入国は、理事会において、加盟輸出国及び加盟輸入国の区分ごとに選挙される。区分ごとの選挙は、(2)から(7)までの規定に従つて行なう。

(2) 加盟国は、第九条の規定に従つて自国のものとされるすべての票を単一の候補に投する。加盟国は、第十条(2)の規定に従つて委託された票を他の候補に投することができない。

(3) 最も多数の票を獲得した八の候補を当選国とする。ただし、いかなる候補も、一回目の投票において、少なくとも七十票を獲得しない限り当選国とされることはない。

(4) 一回目の投票において八未満の候補が当選した場合においては、投票を繰り返すものとし、その投票においては、当選したいずれの候補にも票を投じなかつた加盟国のみが、投票権を有する。二回目以後の各回の投票においては、当選のために必要な最少限の票数は、八の候補が当選するときまで、毎回五ずつ減ずるものとする。

(5) 当選したいずれの加盟国にも票を投じなかつた加盟国は、(6)及び(7)の規定に従うことを条件として、当選した加盟国中のいずれか一国に自国の票を委託することができる。

(6) 加盟国は、当選した際にもともと自国に投じられた票及び当選した後自国に委託された票を与えられるものとする。ただし、当選したいずれの加盟国についても、その票数の合計は、二百九十九をこえることとなつてはならない。

(7) 当選した加盟国に与えられたものとされる票の数が二百九十九をこえることとなる場合には、当該当選した加盟国に票を投じ又は委託した他の加盟国は、相互間の取決めににより、そのうち一又は二以上のものが当該当選した加盟国から票を撤回し、その票を他の当選した加盟国に委託することとし、このようにして、当該当選した各加盟国に与えられる票の数が二百九十九をこえないこととなるようにする。

第十六条 執行委員会への理事会の権限の委任

(1) 理事会は、特別多数票による議決で、執行委員会に対し次の権限以外の権限の全部又は一部の行使を委任することができる。

(a) 運営予算を承認し、及び分担金の額を決定すること。

(b) 第四十五条(1)(b)の規定に基づいて最初の輸出当てを決定し、第四十九条(2)(e)の規定に基づいて措置を執り、及び第四十条(2)の規定に基づいて決定を行なうこと。

(c) 第五十八条(3)の規定に基づいて加盟国の投票権その他の権利を停止すること。

(d) 第五十六条の規定に基づいて義務を免除すること。

(e) 第五十七条の規定に基づき紛争について決定を行なうこと。

(f) 第六十八条の規定に基づいて加盟国を除名すること。

(g) 第七十条の規定に基づいて協定を終了させること。

昭和四十四年六月六日 参議院會議録第二十六号

通商に関する日本国とメキシコ合衆国との間の協定の締結について承認を求める件外一件

六九三

(h) 第七十一条の規定に基づいて改正を勧告すること。

(i) 第四十八条(4)の規定に基づいて価格水準を決定すること。

(2) 理事会は、執行委員会へのいづれかの権限の委任をいつでも取り消すことができる。

第十七条 執行委員会の投票手続及び決定

(1) 執行委員会の各構成国は、自国が第十五条の規定に基づいて与えられたすべての票を投ずる権利を有するものとし、また、これらの票を分割して投ずることができない。

(2) 執行委員会の構成国でない加盟輸出国又は加盟輸入国であつて第十五条(5)の規定に基づいて票を委託しなかつたものは、(1)の規定の適用に影響を及ぼすことなく、かつ、第十五条(6)の規定に従うことを条件として、議長に対する書面による通告により、それぞれ執行委員会のいづれかの構成輸出国又は構成輸入国に対し、執行委員会において自国の利益を代表し及び自国の票を投ずる権限を委任することができ。

(3) 執行委員会が行なういかなる決定も、理事会が当該決定を行なう場合と同様の多数による議決を必要とする。

(4) 加盟国は、理事会がその手続規則中に定める条件に従い、執行委員会の決定につき理事会に対して異議を申し立てる権利を有する。

第十八条 理事会及び執行委員会の定数

(1) 理事会のいかなる会合においても、その定数は、過半数の加盟国でその票数の合計が加盟輸出国及び加盟輸入国の区分ごとにその総票数の三分の二の多数にあたるものとする。理事会の会合の第一日として予定された日に定数が得られない場合又は理事会の会期中に於いて三回の会合において定数が得られない場合には、理事会は、七日後に会合するものとし、その会合の定数及び当該会期の残余の期間中の

定数は、過半数の加盟国でその票数の合計が加盟輸出国及び加盟輸入国の区分ごとにその総票数の単純過半数にあたるものとする。第十條(2)の規定に基づいて代表される加盟国は、出席しているものとみなす。

(2) 執行委員会のいかなる会合においても、その定数は、過半数の構成国でその票数の合計が加盟輸出国及び加盟輸入国の区分ごとにその総票数の三分の二の多数にあたるものとする。

第十九条 事務局長及び職員

(1) 理事会は、執行委員会と協議した後、特別多数票による議決で事務局長を任命する。事務局長の任命の条件は、類似の政府間機関の相当する職員に適用される条件に照らして理事会が定める。

(2) 事務局長は、機関の首席の管理職員であり、また、協定の運用に関し、自己に属する任務の遂行について責任を負う。

(3) 事務局長は、理事会が定める規則に従つて職員を任命する。理事会は、この規則を作成するにあたり、類似の政府間機関の職員に適用されている規則を考慮するものとする。

(4) 事務局長及びいづれの職員も、砂糖産業又は砂糖の取引について金銭上の利害関係を有してはならない。

(5) 事務局長及び職員は、協定に基づく自己の任務に関し、いづれの加盟国からも、また、機関外のいかなる他の当局からも、指示を求め又は受けてはならない。事務局長及び職員は、機関に対してのみ責任を負う国際的職員としての立場を損ずるおそれのあるいかなる行動をも差し控えるものとする。各加盟国は、事務局長及び職員の責任のもつら国際的な性質を尊重するものとし、また、これらの者に対しその責任の遂行について影響を及ぼさうとはならない。

第四章 特権及び免除

第二十条 特権及び免除

(1) 機関は、法人格を有する。機関は、特に、契約を締結し、動産及び不動産を取得し及び処分し、並びに訴えを提起する能力を有する。

(2) 自国の領域に機関の本部が所在する加盟国(以下「接受加盟国」という。)は、機関並びにその事務局長、職員及び専門家並びに任務の遂行のために接受加盟国の領域に滞在している加盟国の代表につき、その地位、特権及び免除に関する取極で理事会が承認するものを協定の効力発生の日以後できる限りすみやかに機関と締結するものとする。

(3) (2)にいう取極は、協定とは別個のものとし、その終了のための条件を規定する。

(4) 接受加盟国は、(2)にいう取極に基づき租税について別段の措置を執らない限り、次のことを行なう。

(a) 機関がその被用者に支払う報酬に対する課税を免除すること。ただし、この免除は、接受加盟国の国民には適用することを要しない。

(b) 機関の資産、収入その他の財産に対する課税を免除すること。

第五章 会計

第二十一条 会計

(1) 理事会に対する代表団、執行委員会における代表及び理事会又は執行委員会に属する委員会における代表の費用は、当該加盟国が支弁する。

(2) 協定の運用に必要な費用は、第二十二條の規定に従つてその額が決定される加盟国からの年次分担金によつて支弁する。もつとも、加盟国が特別の役務を要請する場合には、理事会は、当該加盟国に対してそのための支払を要求することができる。

(3) 協定の運用のため、適当な勘定を維持するものとする。

(4) 機関の会計年度は、割当年度と同一とする。

第二十二條 運営予算の決定及び分担金の額の決定

(1) 理事会は、各会計年度の下半期において、次の会計年度の機関の運営予算を承認し、かつ、当該運営予算に係る各加盟国の分担金の額を決定する。

(2) 各会計年度の運営予算に係る各加盟国の分担金の額は、当該各加盟国の票数が当該各会計年度の運営予算の承認された時点においてすべての加盟国の票数の合計中に占める割合に比例するものとする。分担金の額の算定にあつては、各加盟国の票数は、いづれかの加盟国の投票権の停止又はそれから生ずる票の再配分を考慮しないで計算する。

(3) 協定の効力発生の日以後に機関に加盟する加盟国の最初の分担金の額は、当該加盟国が有することとなる票の数及び当該会計年度の残余の期間を基礎として、理事会が決定する。この場合において、当該会計年度分の他の加盟国の分担金の額は、変更しない。

(4) 協定が機関の十二箇月から成る最初の会計年度の開始の入箇月前までに効力を生じた場合には、理事会は、その第一回会合において、当該十二箇月から成る最初の会計年度の開始の前日までの期間を対象とする運営予算を承認する。その他の場合には、最初の運営予算は、当初の期間及び十二箇月から成る最初の会計年度の双方を対象とする。

第二十三條 分担金の支払

(1) 各会計年度の運営予算に係る分担金は、自由に交換することができる通貨で支払うものとし、その支払の義務は、当該会計年度の初日に生ずる。

(2) 加盟国が会計年度の開始の後五箇月を経過した時点において運営予算に係る分担金の全額を支払っていない場合には、事務局長は、当該加盟国に対し、できる限りすみやかに支払うことを要請する。当該加盟国は、事務局長による要

昭和四十四年六月六日 参議院會議録第二十六号

通商に関する日本国とメキシコ合衆国との間の協定の締結について承認を求めるの件外一件

六九四

請の後二箇月を経過した時点においてなおその分担金を支払っていない場合には、その分担金の全額を支払うときまで理事会及び執行委員会における投票権を停止される。

(3) 加盟国は、(2)の規定に基づいて投票権を停止された場合においても、理事会が特別多数票による議決で別段の決定を行なわないう限り、協定に基づくその他のいづれの権利をも奪われ、又は協定に基づくいづれの義務をも免除されることはない。当該加盟国は、引き続き、その分担金を支払い、かつ、協定に基づくその他の会計上の義務を履行する責任を負うものとする。

第二十四条 会計の検査及び公表

独立の検査官による会計検査を了した各会計年度の機関の決算書及び貸借対照表は、当該各会計年度の終了の後できる限りすみやかに、承認及び公表のために理事会に提出する。

第六章 加盟国による一般の約束

第二十五条 加盟国による約束

(1) 加盟国は、協定に基づく義務を履行することができるようになるために必要な措置を執ること及び協定の目的の達成を確保するため相互に十分に協力することを約束する。

(2) 加盟国は、機関が協定に基づくその任務を遂行することができるようにするために必要なものとして手続規則中に定めるすべての統計及び情報を機関に利用させ及び提供することを約束する。

第二十六条 輸出及び輸入の確認

(1) 理事会は、いつでも、加盟国が自由市場に輸出し又は自由市場から輸入する砂糖の数量を確認するための措置を執ることができる。この措置には、原産地証明書及び積出し又は輸出に関する書類の発給に関するものを含めることができる。

(2) 理事会は、特別多数票による議決で、加盟国の輸出又は輸入が(1)の規定に基づく書類に関する措置に従って行なわれなければならないこと

を決定することができる。

第二十七条 労働基準

加盟国は、その砂糖産業において公正な労働基準が維持されることを確保するものとし、また、砂糖の生産の各種の部門における農業労働者及び工場労働者並びにさとうきび及びてん菜の栽培者の生活水準を改善するためにできる限り努力するものとする。

第七章 加盟輸入国その他砂糖を輸入する加盟国の特別の義務

第二十八条 非加盟国の輸出の影響に対する加盟輸出国の保護

(1) 各加盟国は、非加盟国が加盟国の犠牲において利益を得ることを防ぐため、各割当年度について次のことを約束する。

(a) 非加盟国からの輸入の合計が千九百六十六年度から千九百六十八年度までの三年度間におけるそれらの非加盟国全体からの輸入の平均をこえることを許可しないこと。

(b) 相場が第四十八条(2)(j)に規定する価格を下回る場合には、その期間中、非加盟国からのすべての砂糖の輸入を禁止すること。

(2) (1)に定める制限及び禁止は、次の砂糖の輸入には適用しない。もつとも、当該加盟国は、理事会に対してこれらの砂糖の購入を通報するものとする。

(a) (1)(a)の規定については、輸出割当の実施が第四十八条(2)(d)の規定に基づいて中止されている期間中に購入した砂糖

(b) (1)(b)の規定については、相場が第四十八条(2)(j)に規定する価格を下回る前に購入した砂糖

(3) 加盟国が申請する場合において、理事会が特別の理由があると認めるときは、(1)(a)に規定する年度は、当該加盟国について変更することができる。

(4) 砂糖を輸入する加盟国は、協定の第一年度において、自国の再輸出貿易につき(1)の規定に基

づく義務を引き受けるときまでに、自国と再輸出のための砂糖を供給する加盟輸出国との間で、自国の再輸出貿易及びその加盟輸出国による自国への砂糖の供給の維持を確保するための手続を設定するものとする。

(5) 加盟国は、この条の規定に基づく自国の義務を十分に履行することができないと認め、又はその義務が自国の砂糖の再輸出貿易若しくは砂糖含有物の貿易に損害を与え若しくは与えるおそれがあると認める場合において、理事会が特別多数票による議決で決定したときは、その決定の範囲内で、(1)の規定に基づく義務を免除される。理事会は、その手続規則中に、通常の貿易について生ずる例外的なかつ緊急の場合を特に考慮して、加盟国がその義務を免除されることのある事態及び条件を定める。

(6) 理事会は、その手続規則中に、その各会期のための報告書及び毎割当年度終了後の包括的報告書の作成及び提出に関して規定する。これらの報告書には、特に、その対象とする期間について次の事項を記載する。

(a) すべての仕向地への非加盟国の輸出

(b) 非加盟国からの加盟国の輸入

(7) 非加盟国からの加盟国の輸入のうちこの条の規定に基づいて許可される輸入をこえる分は、理事会が別段の決定を行なわないう限り、翌割当年度中に許可されたであろう輸入から削減する。

(8) 理事会は、割当年度の初日から四十五日以内に、当該割当年度分の第三十条に規定する加盟輸出国の義務であつて前年度中にこの条の規定に基づく義務を十分に履行しなかつた加盟輸入国に対するものを当該加盟輸出国に免除する。

第二十九条 価格を擁護するための輸入国の協力

理事会は、望ましいと認める場合には、砂糖を輸入する加盟国に対し、協定の規定に適合した価格で販売が行なわれることを確保しようとする加

盟輸出国の努力を援助する方法及び手段について勧告する。

第八章 加盟輸出国の特別の義務

第三十条 供給に関する保証及び約束

(1) 相場が第四十八条(2)(j)に規定する価格を上回る場合にはいつでも、加盟輸出国は、関係加盟国の間の伝統的な貿易形態に即した方法で、かつ、実際の輸出割当による制限の範囲内で、加盟輸入国に対し自由市場からのその通常の輸入の必要に應ずるために十分な数量の砂糖を供給することを約束する。

(2)(a) 相場が一ポンド当たり四・七五セントを上回つた後十日を経過したときは、第五十三条の規定に基づいて最小在庫量として保有されている砂糖は、加盟輸入国に対し、すみやかに販売されかつ船積みされるため、放出されかつ提供される。このように放出される砂糖の数量は、理事会が別段の決定を行なわないう限り、第五十三条の規定に基づいて当該時点において保有されている在庫量の五十パーセントとする。

(b) 相場が一ポンド当たり五・二五セントを上回つた後十日を経過したときは、理事会が特別多数票による議決で別段の決定を行なわないう限り、第五十三条の規定に基づいて保有されている残余の在庫量の全部は、加盟輸入国に対し、すみやかに販売されかつ船積みされるため、放出されかつ提供される。

(3) 相場が一ポンド当たり五・二五セントを上回る場合には、加盟輸出国は、その期間中に自由市場に対して行なうすべての販売の申出にあたり、非加盟国に対する条件と商業的に同等の条件で、加盟輸入国に対して優先権を与える。

(4)(a) 相場が一ポンド当たり六・五五セントを上回る場合において、各加盟輸入国は、(2)の規定にかかわらず、(7)、(8)(b)、(9)及び(10)の規定に従うことを条件として、供給約束価格の相当価格をこえない価格で各伝統的加盟輸出国か

ら次のように決定される数量の砂糖を購入する選択権を有する。

(i) 相場が当該当年度に先だつ四箇月の期間中に一ポンド当たり六・五セントを上回り又は当該当年度の前年の九月一日にこの水準を上回つていたときは、基準約束数量とをうちいづれか少ない方

(ii) 相場が当該当年度の第一四半期中に一ポンド当たり六・五セントを上回り又は当該当年度の初日にこの水準を上回つていたときは、基準約束数量の七十五パーセントと基準約束数量とのうちいづれか少ない方

(iii) 相場が当該当年度の第二四半期中に一ポンド当たり六・五セントを上回り又は当該当年度の四月一日にこの水準を上回つていたときは、基準約束数量の五十パーセントと基準約束数量とのうちいづれか少ない方

(iv) 相場が当該当年度の第七月又は第八月において一ポンド当たり六・五セントを上回り又は当該当年度の七月一日にこの水準を上回つていたときは、基準約束数量の二十五パーセントと基準約束数量とのうちいづれか少ない方

(v) 相場が当該当年度の最後の四箇月の期間中に一ポンド当たり六・五セントを上回り又は当該当年度の九月一日にこの水準を上回つていたときは、供給約束数量は、翌当年度につき、(4)(a)(i)の規定に従つて適用される。

(b) この条において、
(i) 「伝統的加盟輸出」とは、当該当年度に先だつ二箇年の期間中に当該加盟輸入国に輸出した自由市場向け砂糖の数量の平均をいふ。
(ii) 「基準約束数量」とは、協定の第二年度以降の各年度につき、これに先だつ二箇年の期間中に加盟輸出国が当該加盟輸入国に輸出した自由市場向け砂糖の数量の平均をいふ。

(iii) 「基準約束数量」とは、協定の第二年度以降の各年度につき、これに先だつ二箇年の期間中に加盟輸出国が当該加盟輸入国に輸出した自由市場向け砂糖の数量の平均をいふ。

昭和四十四年六月六日 参議院会議録第二十六号

降の各年度につき、これに先だつ二箇年の期間中に加盟輸出国が当該加盟輸入国に輸出した自由市場向け砂糖の数量の平均をいふ。

(iii) 「基準約束数量」とは、基準約束数量から当該当年度中に供給約束価格の相当価格以下の価格ですでに積み出され又は船積み約束された数量を差し引いたものをいふ。

(iv) 「供給約束価格」とは、偏光計による糖度九十六度の粗糖でカリブ海の港におけるばらの積付け荷ならし済み本船渡しのものとの価格であつて(4)(a)に規定する価格に相当するものとする。もつとも、加盟輸出国は、第十章に規定する特別取極に基づき一層高い供給約束価格でその時点において販売することができるときは、その旨を証明することができるときは、その一層高い供給約束価格を要求することができる。

(c) この(4)の規定に基づいて購入のために提供される白糖又は精製糖の価格には、妥当な加工賃を含めることができる。

(5) 加盟輸入国に対する供給約束数量は、当該当年度中に当該加盟輸入国の取得する全供給量がその国内消費及びその時点における他の加盟輸入国の通常の国内消費のための再輸出に通常必要とする数量をこえることとなるように利用されてはならない。

(6) この条の規定は、加盟輸出国に対し、その通常の貿易慣行又は諸種の品質及び形態の輸出用砂糖についてのその供給の現状に即しない態様、品質又は形態で砂糖を供給することを要求するものではない。

(7) 加盟輸入国が(4)(a)のいずれかの規定に基づく購入の選択権を当該規定の適用開始の後三十日以内に完全には行使しなかつた場合には、関係加盟輸出国は、当該期間の残余の期間中は、当該規定に基づき当該加盟輸入国に対する供給義務のうちの選択権が行使されなかつた残余の部分について、義務を免除される。

(8)(a) (1)及び(3)から(7)までの規定は、砂糖を輸出する加盟輸入国に対しては、加盟輸出国に対すると同様の方法で適用する。ただし、再輸出の場合においては、再輸出に供される砂糖の数量は、当該加盟輸入国がこの条の規定に基づいて加盟国から供給される砂糖の数量に比例するものとする。

(b) (a)のただし書の規定は、加盟輸出国の再輸出にも適用する。

(9) 理事会は、この条の規定の秩序あるかつ公平な運用を確保するため、供給約束委員会を設置する。同委員会は、積出し及び取引の慣行に適合した方法でこの条の目的を達成するために必要であると認める措置を理事会に勧告することをすみやかに考慮する。同委員会は、特に、次の事項を勧告することができる。

(a) この条に規定する義務を効果的に履行するために必要な情報の提供
(b) 加盟輸入国から再輸出される砂糖を輸入する加盟国に対してこの条の規定を効果的に適用するための手続
(c) いずれかの加盟輸出国についてもその供給約束数量の合計を変更することなく、また、いづれの加盟輸入国についてもこれに対する供給約束数量の合計に影響を及ぼすことなく、積出し及び取引の慣行上の制約又は貿易構造の最近の変化に即応するように個々の供給約束数量を調整する方法

(d) この条の規定の運用につき検討し及び報告するための手続
(e) 各加盟国の間の貿易に即応するように、(4)の規定を実施するための相当価格を定めるための手続

(10) 加盟輸出国は、いづれかの当年度中にその伝統的加盟輸入国全体に対してその基準約束数量の全量を提供することができない場合には、

(11) 加盟国は、この条に規定する義務が履行されないことを認める場合には、その事実を理事会に付託することができる。理事会は、第五十八条の規定の適用に影響を及ぼすことなく、当該加盟国と協議してその申立てを検討し、かつ、適当と認める勧告を行なう。

(12) この条の規定に基づいて加盟輸出国が受諾する義務は、第十章に規定する特別取極に基づく権利及び義務に追加され、かつ、これらに適合するものでなければならず、これらと抵触し又はこれらを減ずるものであつてはならない。

(13) この条の規定に基づく供給約束数量は、開港場にある内陸国であるボリヴィア、パラグアイ及びウガンダについては、適用しない。

(14) この条のいかなる規定も、南アメリカの東部海岸にある加盟輸出国に対しては、偏光計による糖度九十六度の粗糖で原産地港における積付け荷ならし済み本船渡しのものにつき一ポンド当たり六・五セントより低い供給約束価格を受諾することを義務づけるものではない。

第三十一条 非加盟国に対する販売条件
(1) 加盟輸出国は、通常の貿易慣行、伝統的貿易取極及び第二十八条の規定を考慮して、自由市場から砂糖を輸入する加盟国に対し当該時点において提供したであらう条件よりも商業的に一層有利な条件で、自由市場において非加盟国に対し砂糖を販売してはならない。

(2) 自由市場から砂糖を輸入する加盟国は、加盟輸出国が(1)の規定に基づく義務を履行しなかつたと信する理由がある場合には、事務局長に対して申立てを行なうことができる。事務局長は、関係加盟国と協議した後、さらに措置を執る必要があると認める場合には、当該事案を解

務のうちの選択権が行使されなかつた残余の部分について、義務を免除される。

できる限りすみやかに理事会に対してその旨を通報する。理事会は、状況を考慮した後、適当な認める基準に従い、それらの伝統的加盟輸入国の間で当該加盟輸出国が提供することができ

る砂糖を配分する。

六九五

通商に関する日本国とメキシコ合衆国との間の協定の締結について承認を求めるの件外一件

昭和四十四年六月六日 参議院會議録第二十六号

通商に関する日本国とメキシコ合衆国との間の協定の締結について承認を求める件外一件

六九六

決するために適当と認めるすべての措置を執ることができ。

(3) この条のいかなる規定も、加盟輸出国が開発途上にある輸入国に対して商業的に一層有利な条件を認めることを妨げるものではない。

第三十二条 輸出割当てに関する約束

(1) 加盟輸出国は、各割当年度中の自由市場への自国の純輸出量が当該割当年度の終りにおいて自国の実際の輸出割当てをこえないことを確保するものとする。このため、加盟輸出国は、第四十五条の規定に基づいて各割当年度分の最初の輸出割当てが決定される前に、当該各割当年度中に自由市場に向けて第四十九条(2)の規定に基づく自国の最少の輸出権利数量をこえる数量を輸出することを約束してはならない。加盟輸出国は、さらに、理事会が輸出割当て制度の効果的遵守を確保するために特別多数票による議決で定めることがある追加の措置を採用する。

(2) 加盟輸出国は、割当年度の終りにおいて自国の純輸出量のうち実際の輸出割当てを超過する部分が一万トンと自国の基準輸出トン数の五パーセントとのうちいずれか少ない方よりも一層少ない場合には、(1)の規定に違反したものとみなされない。

(3) 純輸出量のうち(2)に定める許容限度内にある超過分は、当該加盟国の翌割当年度分の実際の輸出割当てから削減される。

(4) 純輸出量のうち(2)に定める許容限度をこえた最初の超過分も、同様に、当該加盟国の翌割当年度分の実際の輸出割当てから削減される。その削減は、第五十八条の規定の適用に影響を及ぼすものではない。

(5) 加盟輸出国が二回以上割当年度の終りにおいて実際の輸出割当てをこえて輸出した場合に、超過分のうち(2)に定める許容限度をこえる部分の二倍に等しい数量が、当該加盟輸出国の翌割当年度分の実際の輸出割当てから削減される。ただし、理事会が特別多数票による議決で一

層少ない削減を決定する場合には、これによるものとする。この(5)の規定に基づいて削減された、第五十八条の規定の適用に影響を及ぼすものではない。

(6) 各加盟輸出国は、各割当年度の四月一日前に、前割当年度中の自由市場への自国の純輸出量の合計を理事会に通報する。

第九章 価格

第三十三条 基準

(1) 協定の適用上、砂糖の価格は、次のいずれかとする。

(a) ニュー・ヨーク・コーヒー・砂糖取引所砂糖第八号約定現物価格及びロンドン砂糖取引所現物価格をそれぞれカリブ海の港におけるばらの積付け荷ならし済み本船渡し一常衡ポンド当たり合衆国セント建てに換算したものの算術平均

(b) (a)に規定する換算後の双方の価格の差が六ポイントをこえる場合には、その低い方の価格に三ポイントを加えたもの

(2) 協定において、相場がいずれかの特定の価格を上回り又は下回るといふためには、連続した十七取引日の期間中の平均価格が当該特定の価格を上回つており又は下回つていたこと及びその期間中最初の日を含めて少なくとも十二日間における価格が当該特定の価格を上回つており又は下回つていたことを条件とする。

(3) (1)(a)に規定するいずれかの現物価格が得られず、又は偏光計による糖度九十六度の砂糖の自由市場における販売価格を代表していない場合には、理事会は、特別多数票による議決で、適当と認める他の基準を用いることを決定する。この基準は、公認の砂糖取引所における現物相場に基づいて定めるものとし、その場合には、それらの取引所の取引量及びそれらの取引所が世界の価格を十分に反映しているかどうかを考慮する。

第十章 特別取極

第三十四条 特別取極

(1) 他の章のいかなる規定も、第三十五条から第三十九条までに規定する特別取極に基づく加盟国の権利及び義務を妨げ又は制限するものではない。これらの特別取極は、(2)から(4)までの規定に従うことを条件として、第三十五条から第三十九条までに定めるところによつて取り扱われる。

(2) 加盟国は、第四十条に定める基準輸出トン数が第三十五条から第三十九条までに規定する特別取極の継続及び安定に基礎を置くものであることを認める。第三十五条から第三十八条までに規定する特別取極の当事国に影響を及ぼす場合又は特別取極に参加している加盟国の地位に重要な変更がある場合には、理事会は、次の規定に従い第四十条に定める基準輸出トン数に対する適当な補正的調整を検討するために会合する。

(a) 特別取極の当事国又は協定の加盟国の地位について前記の変動又は変更が生じたため、当該特別取極に基づく年間輸出権利数量が増加され又は削減される場合には、当該加盟国の基準輸出トン数は、(b)から(d)までの規定に従うことを条件として、その増加分だけ削減され、又はその削減分だけ増加され、若しくはその削減分に等しい水準に設定される。

(b) (a)の規定に基づいて補正的調整が行なわれた場合には、理事会は、前記の変動又は変更が生じた年度のために必要な経過措置を定める。

(c) 前記の変動又は変更が当該砂糖市場に重大な構造上の変化をもたらし又は当該特別取極の主要な供給国の地位に重要な変化をもたらしたため、第四十条に定める基準輸出トン数に対して(a)及び(b)に規定する補正的調整を行なうことができなくなつた場合には、理事会は、締約国に対し、第七十一条の規定に基づく協定の改正又は基準輸出トン数についての

すみやかな再交渉を勧告する。この改正又は再交渉の結果基準輸出トン数に変更が加えられることとなるまでの間、基準輸出トン数の変更又は設定は、暫定的に行なう。

(d) (c)の規定に基づく再交渉の結果に満足しない加盟国は、第六十七条の規定に従つて協定から脱退することができる。

(3) 第三十五条、第三十七条及び第三十八条に規定する特別取極に基づいて砂糖を輸入する加盟国は、それらの取極の詳細及び協定の各割当年度中にそれらの取極に基づいて輸入した砂糖の数量並びに当該取極の性質の変更が行なわれた場合には三十日以内にその変更を理事会に通報するように取り計らう。

(4) 第三十五条から第三十九条までに規定する特別取極に参加している加盟国は、協定の目的を害しない態様で、当該取極の範囲内での砂糖貿易を行なう。特別取極が自由市場への砂糖の再輸出について規定しており、かつ、そのような再輸出に関するこの章の関係条項中に数量についての規定がない場合には、その特別取極に参加している加盟国は、その特別取極に基づく貿易が協定の効力発生の日以前の年間貿易量をこえて増加することにより自由市場への再輸出が増加することとならないことを確保するため、適当と認める措置を執る。

第三十五条 千九百五十一年の英連邦砂糖協定に基づく輸出

千九百五十一年の英連邦砂糖協定に基づくグレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国への輸出は、同協定に基づく協定価格割当てをこえない限り、第十一章の規定に基づく実際の輸出割当て使用分に算入しない。

第三十六条 社会主義諸国へのキューバの輸出

(1) 社会主義諸国へのキューバの輸出は、(3)及び(4)に別段の規定がある場合を除くほか、第十一章の規定に基づく同国の実際の輸出割当て使用分

に算入しない。

(2) (1)にいう社会主義諸国とは、アルバニア、ブルガリア、チェコスロヴァキア、東ドイツ、ハンガリー、ポーランド、ルーマニア、ソヴィエト社会主義共和国連邦、ユーゴスラヴィア、中国(本土)、モンゴル、北朝鮮及び北ヴィエトナムをいう。

(3) (1)の規定は、チェコスロヴァキア、ハンガリー及びポーランドへのキューバの輸出のうち二十五万トンを超える部分については適用しない。

(4) 自由市場への東ドイツ及び中国(本土)の輸出がいずれかの割当年度中に合計三十万トンをこえた場合には、その超過分は、(1)の規定にかかわらず、翌割当年度において第十一章の規定に基づきキューバの実際の輸出割当額から削減される。ただし、その削減は、当該割当年度中の前記の二国へのキューバの輸出が九十一万トンをこえた場合に限り、かつ、その超過分についてのみ行なわれる。理事会は、協定の最初の割当年度において、自由市場への東ドイツ及び中国(本土)の年間輸出量を算定するための手続を定める。

第三十七条 アフリカ・マダガスカル砂糖協定に基づく輸出

アフリカ・マダガスカル砂糖協定に基づく輸出は、同協定に基づく保証価格割当てをこえない限り、第十一章の規定に基づく実際の輸出割当使用分に算入しない。

第三十八条 アメリカ合衆国への輸出

アメリカ合衆国の国内消費のための同国への砂糖の輸出は、第十一章の規定に基づく実際の輸出割当使用分に算入しない。協定に基づくアメリカ合衆国の義務は、加盟輸入国に適用される他の条項の規定にかかわらず、千九百七十一年度の後は効力を有しないものとし、また、協定に規定する義務で同国の国内法に抵触しないものに限られる。

第三十九条 ソヴィエト社会主義共和国

連邦の地位及びその輸出

(1) 第三十六条の規定にかかわらず、ソヴィエト社会主義共和国連邦のすべての輸入は、その原産地のいかなる考慮も考慮に入れないものとし、したがって、同国は、加盟輸入国の地位を与えられる。

(2) ソヴィエト社会主義共和国連邦は、締約国となるに当たり、(1)に規定する同国の地位にかかわらず、千九百六十九年度中の自由市場への自国の輸出の合計を百万トンに制限することを約束する。理事会は、千九百六十九年度及び千九百七十年度の各年度末においてそれぞれ千九百七十年度分及び千九百七十一年度分の同国の輸出を百万トン以上二百二十五万トン以下に決定する。

(3) 第三十六条(2)に掲げる社会主義諸国への同国の輸出は、(2)に定める千九百六十九年度分のソヴィエト社会主義共和国連邦の輸出並びに(2)の規定に基づいてその後定められる千九百七十年度分及び千九百七十一年度分の同国の輸出によつて制限されない。

(4) (2)の規定に基づくソヴィエト社会主義共和国連邦の輸出は、第十一章の規定に基づく削減を受けない。

(5) 第四十条(2)(d)の規定に基づいて輸出割当ての実施が中止されている期間中、ソヴィエト社会主義共和国連邦は、(2)の規定に拘束されない。

第十一章 輸出規制

第四十条 基準輸出トン数

(1)(a) 輸出国又は輸出国集団は、この章の規定の適用上、協定の最初の三割当年度について次の基準輸出トン数を有する。

第一欄	第二欄	第三欄
(国名)	(単位は、千トンとする)	(単位は、千トンとする)
アルゼンティン	二五	
オーストラリア	一一・一〇〇	
ボリヴィア	一〇	

ブラジル

英領ホンデラス

中国(台湾)

コロンビア

コンゴ(ブラザヴィル)

キューバ

チェコスロヴァキア

デンマーク

ドミニカ共和国

エクアドル

フィジー

ハイチ

ハンガリー

インド

マダガスカル

モリシヤス

メキシコ

パナマ

パラグアイ

ペルー

ポーランド

ルーマニア

南アフリカ

スワジランド

タイ

トルコ

ウガンダ

ヴェネズエラ

中央アメリカ共同市場グループ

(コスタ・リカ、エル・サルヴァドル、グアテマラ、ホンデラス、ニカラグア)

欧州経済共同体

(ベルギー、ルクセンブルグ、ドイツ連邦共和国、フランス、イタリア、オランダ)

西インド諸島

(アンティグア、バルバドス、ガイアナ、ジャマイカ、セント・キッツ・ネヴィス、スリナム、トリニダード・トバゴ)

(b) 次に掲げる国の基準輸出トン数は、(a)の規定にかかわらず、千九百七十年度及び千九百七十一年度について次のとおりとする。

アルゼンティン	一九七〇年度	一九七一年度
ドミニカ共和国	一四〇	一八六
ペルー	七五	一〇〇

(2) 理事会は、第七十条(2)に規定する検討を行なうに当たり、特別多数票による議決で、協定の第四年度分及び第五年度分の基準輸出トン数を決定する。理事会がその決定を行なわない場合には、第三年度分について(1)に掲げ又は掲げるとみなされる基準輸出トン数は、引き続き効力を有する。

(3) (1)に掲げる基準輸出トン数が集団を構成する二以上の国に割り当てられている場合には、その集団のいずれかの構成国の輸出割当不使用分は、その集団の他の構成国の間で再配分される。

(4) 中央アメリカ共同市場グループの構成国は、その基準輸出トン数の配分並びに(2)及び第四十七条の規定に基づく再配分にあたり、同グループの基準輸出トン数中に均等の持分を有するものとみなされる。

(5) 東アフリカ共同体の構成国へのウガンダの輸出は、合計一万トンをこえない限り、同国の実際の輸出割当使用分に算入せず、その数量は、この章の規定に基づき調整の対象としない。ケニア及びタンザニアが加盟輸出国となる場合には、(3)の規定は、要請により、東アフリカ共同体を構成する三国に適用される。

昭和四十四年六月六日 参議院會議録第二十六号

通商に関する日本国とメキシコ合衆国との間の協定の締結について承認を求めるの件外一件

六九八

(6) 第三十六条の規定にかかわらず、自由市場へのチェコスロヴァキア、ハンガリー及びポーランドの純輸出量の算定にあたり、これらの国のすべての輸入は、その原産地のいかんを問わず、それぞれの国の輸出の合計から削減する。

(7) 開発途上にある内陸国で一万トンの基準輸出トン数を有するものが協定の有効期間中一又は二以上の年度中にその実際の輸出割当ての全部又は輸出割当て不利用分の再配分の全部を使用しなかつたという事実は、その内陸国の協定に基づく義務が履行されていないと認定する根拠とはならず、したがって、その事実により、その内陸国の基準輸出トン数がこの条の規定のその後の修正において取り消されることはない。

第四十一条 純輸出権利数量の限度

(1) インドネシアは、協定のいずれの割当年度についても、最大限八万トンの純輸出権利数量を有する。この純輸出権利数量は、この章の規定に基づく調整の対象としない。

(2) 実際の輸出割当ての総体の水準が基準輸出トンの合計の百パーセントをこえる場合には、フィリピンは、いずれの割当年度についても、最大限六万トンの純輸出権利数量を有する。この純輸出権利数量は、この章の規定に基づく調整の対象としない。

第四十二条 その他の許容される純輸出量

開発途上にある加盟輸入国は、割当年度の開始前に理事会に妥当な通告を行なつた後、その輸入をこえて砂糖を輸出することができる。ただし、その加盟輸入国の純輸出量が当該割当年度の終りまでに一万トンをこえないことを条件とする。このような権利数量は、基準輸出トン数とはみなさず、また、この章の規定に基づく調整の対象としない。もつとも、その加盟輸入国は、理事会が加盟輸出国の輸出について定めることがある条件に従わなければならない。

第四十三条 砂糖の贈与

(1) 加盟輸出国が行なう砂糖の贈与は、(2)及び(3)に規定するものを除くほか、その加盟輸出国の実際の輸出割当て使用分に算入するものとし、また、自由市場への輸出を制限する協定の規定によつて規制される。

(2) 加盟輸出国が国際連合又はその専門機関の援助計画を通じて行なう砂糖の贈与は、理事会が別段の決定を行なわないう限り、その加盟輸出国の実際の輸出割当て使用分に算入しない。

(3) 理事会は、加盟輸出国が行なう砂糖の贈与(2)の規定に基づく贈与を除く)をその加盟輸出国の実際の輸出割当て使用分に算入することを免除するための条件を定める。この条件には、特に、事前の協議及び正常な貿易構造に対する十分な保障を含めるものとする。その贈与された砂糖については、もつばら受領国の国内消費に向けられるものでない限り、この(3)の規定に基づく免除を適用しない。

(4) 加盟輸出国が行なう砂糖のすべての贈与は、その加盟輸出国が直ちに理事会に通報する。加盟国は、(2)及び(3)の規定にかかわらず、いずれかの贈与が自国の利益を害しており又は害するおそれがあると認める場合には、理事会に対し、その事案を審査するよう要請することができ、その要請に基づき、理事会は、その事案を審査し、かつ、適当と認める勧告を行なう。

(5) 理事会は、その年次報告中に、砂糖の贈与の現況に関する報告を含める。

第四十四条 救済予備枠

(1) 理事会は、各割当年度につき十五万トンを限度として特別の救済予備枠を設定するものとし、開発途上にある加盟国で協定上許容される輸出の水準をこえて輸出可能な砂糖を保有するものにおいて特別の困難が生じた場合に応ずるため、裁量により、この特別の救済予備枠を利用する。

(2) 救済予備枠は、開発途上にある小加盟国でその輸出による収入が砂糖の輸出に大きく依存しているものに優先的に配分する。また、砂糖に

対する経済の依存度が漸次増大している加盟国(過去において自由市場への輸出の実績を全く有しないものを含む)の要求に対して特別の考慮が払われる。さらに、協定が交渉された時に於いて過度の在庫量を保有していた加盟国の必要に對しても、注意が払われる。

(3) 理事会は、(1)及び(2)の規定に基づいて提出される要求を検討させ並びにこれらの要求について理事会に勧告を行なわせるため、特別救済委員会を設置する。同委員会は、一般にその時の市場の状況を考慮するものとするが、個々の国の困難については、市場の状況に關係なく救済の勧告を行うことができる。理事会は、同委員会の勧告を、特別多数票による議決で修正しない限り、実施する。

(4) 特別救済委員会は、独立の議長一人及び個人の資格において、かつ、いずれの政府からも指示を受けないで行動する六人をこえない委員で構成する。理事会は、同委員会の委員を選定するにあたり、委員が救済予備枠の配分の決定によつて影響を受ける可能性のあるいかなる利益をも代表しないことを確保する。

(5) 救済予備枠の配分は、当該加盟国の基準輸出トン数の増加を構成するものとされず、また、この章の規定に基づくいかなる調整の対象にもされない。ただし、この配分は、第三十二条の規定の適用上、当該加盟国の実際の輸出割当ての一部を構成する。

第四十五条 最初の輸出割当ての決定

(1) 理事会は、各割当年度の開始の三十日前までに、次のことを行なう。

(a) 当該割当年度中の自由市場の輸入必要量の見積りを作成すること。

(b) (a)の見積り並びに砂糖の需要及び供給に影響を及ぼすすべての要素(自由市場への非加盟国の輸出の予想数量を含む)を勘案して、第四十九条に定めるところに従い、すべての加盟輸出国に対して当該割当年度分の最初の

輸出割当てを配分すること。

(2) 理事会は、各割当年度の最初の定期の会合において、(1)の見積りを検討し、かつ、その検討に照らし実際の輸出割当ての一般的水準に關して措置を執ることが必要であるかどうかを考慮する。理事会は、同時に、各加盟輸出国の実際の輸出割当てに基づいて提供されると予想される供給量を検討するものとし、望ましいと認められる場合には、第四十七条(2)の規定に基づく権限を行使する。

(3) 事務局長は、すべての加盟国に対し、(1)又は(2)の規定に基づく加盟輸出国の最初の輸出割当て及び協定のいずれかの規定に基づいて行なわれる最初の輸出割当てのその後の変更を通告する。

第四十六条 輸出割当て不利用分の通告及びこれに対する措置

(1) 各加盟輸出国は、自国の実際の輸出割当ての全部を使用することを予想するかどうかを、また、予想しない場合には、その輸出割当てのうち使用しないと予想する部分を、常時理事会に通報する。このため、各加盟輸出国は、少なくとも一回、次のとおり理事会に通告する。すなわち、一回目は第四十五条の規定に基づいて最初の輸出割当てが行なわれた後できるだけ早く、また、かつ、おそくとも五月十五日までに通告し、二回目は五月十五日の後できるだけ早く、また、かつ、おそくとも九月三十日までに通告する。

(2) 加盟輸出国は、(1)に規定する一回目の通告を五月十五日までに理事会に提出しなかつた場合には、当該割当年度の残余の期間中投票権を停止される。

(3) 加盟輸出国は、(1)に規定する二回目の通告を九月三十日までに理事会に提出しなかつた場合には、第四十七条の規定に基づく当該割当年度の輸出割当て不利用分についてその後の再配分を受ける権利を有しない。

(4) いずれかの割当年度中の自由市場への加盟輸

出国の純輸出量が当該割当年度の十月一日における当該加盟輸出国の実際の輸出割当て（第四十八条の規定の適用の結果としてのその後の純削減量を差し引いたものとする。）に達しなかつた場合には、その不足分は、(5)及び(6)の規定に従うことを条件として、翌割当年度において第四十七条の規定に基づく輸出割当不使用分の再配分として当該加盟輸出国に割り当てられる数量から削減される。

(4) の規定に基づく削減は、(4) の規定に基づいて算定された不足分のうち一万トンと当該加盟輸出国の基準輸出トン数の五パーセントのうちいずれか一層大きい数量をこえる部分に相当する数量だけ行なわれる。

(6) もつとも、理事会は、当該加盟輸出国の説明によりその義務の不履行が不可抗力によるものであつたと認定する場合に、(2) から(4) までの規定を適用しないことを決定することができる。

第四十七条 輸出割当不使用分及びその再配分

(1) 加盟輸出国が第四十六条(1)の規定に従つて自国の実際の輸出割当ての全部を使用しないとする旨の通告を行つた場合には、当該加盟輸出国の実際の輸出割当ては、直ちに、その通告中に明示する数量だけ削減される。当該加盟輸出国は、その後は、当該割当年度の残余の期間中、この章の規定に基づくいかなる輸出割当ての増加にも均霑しない。ただし、当該加盟輸出国が自国の実際の輸出割当ての増加を受諾する用意がある旨を理事会に通告した場合は、この限りでない。

(2) 理事会は、当該加盟輸出国と協議した後、当該加盟輸出国が実際の輸出割当ての全部又は一部を使用することができないと認定することができる。この理事会の認定は、当該加盟輸出国の実際の輸出割当てを削減するものではなく、また、当該割当年度分の輸出割当ての全部を使

用する当該加盟輸出国の権利を奪うものでもない。この(2)の規定に基づく理事会の認定は、第四十六条(1)の規定に基づく当該加盟輸出国の義務を免除するものではなく、また、同条(2)から(4)までに定める措置の適用を免除するものでもない。

(3) 理事会は、第四十六条の規定に基づく通告及び(2)の規定に基づく自己の認定がその時点における需給状況に及ぼす影響を考慮するものとし、また、第四十八条(2)の関連規定に従うことを条件として、当該輸出割当不使用分の全部又は一部を再配分するかどうかを決定する。実際の輸出割当ての総体の水準が第四十八条(2)の規定に従つて引き上げられる場合にはいつでも、累積された未配分の輸出割当不使用分は、必要とされる範囲まで、(4)及び(5)の規定に従つて再配分される。

(4) 理事会は、輸出割当不使用分を再配分しない場合の条件を定めることができるが、相場が第四十八条(2)に定める価格を下回る場合には、(6)に別段の規定がある場合を除くほか、いかなるときも、輸出割当不使用分を再配分しない。輸出割当不使用分の再配分は、自国の実際の輸出割当ての増加を受諾することができる加盟輸出国の間においてのみ行なわれる。加盟輸出国は、再配分の結果生じた輸出割当ての増加分の全部又は一部を使用することができない場合には、直ちにその旨を理事会に通告する。その使用することができない数量は、再び(5)の規定に従つて再配分される。

(5) 輸出割当不使用分を再配分する場合にいつでも、第四十六条(3)及び(4)並びにこの条(6)の規定に従うことを条件として、次の原則が適用される。

(a) 輸出割当不使用分は、まず、実際の輸出割当てが基準輸出トン数より低いすべての加盟輸出国の間で、それぞれの実際の輸出割当てが基準輸出トン数の水準に達するまで、

それぞれの基準輸出トン数に比例して再配分する。

(b) その後は、再配分すべき輸出割当不使用分の二十パーセントは開発途上にある加盟輸出国の間のみでそれぞれの基準輸出トン数に比例して再配分し、残余の八十パーセントはすべての加盟輸出国の間でそれぞれの基準輸出トン数に比例してさらに再配分する。

(6) ポリヴィア、エクアドル、ハイティ、パナマ、パラグアイ及びヴェネズエラの輸出割当不使用分は、(4)の規定にかかわらず、これらの国の間で、それぞれの基準輸出トン数に比例して自動的に再配分する。これらの国が総体として再配分を受諾することができない輸出割当不使用分については、(3)から(5)までの規定が適用される。

第四十八条 輸出割当ての水準の設定及び調整

(1) 理事会は、絶えず市場の状況を検討するものとし、また、状況により必要とされる場合には、いつでも会合する。

(2) 理事会は、第四十九条(2)及び次の規定に従うことを条件として、最初の輸出割当ての水準を設定し、並びに実際の輸出割当ての水準を引き上げ及び引き下げる権限を有する。

(a) 最初の輸出割当ての総体は、理事会が別段の決定を行なわない限り、理事会が第四十五条(1)の規定に基づく措置を執るときにおける実際の輸出割当ての総体の水準に設定される。

(b) 相場が一ポンド当たり四セプトを上回る場合には、実際の輸出割当ての総体は、理事会が特別多数票による議決で別段の決定を行なわない限り、基準輸出トン数の合計未満の数量に制限されることはない。

(c) 一ポンド当たり四・五セプトを下回つていた相場が四・五セプトを上回る場合には、実際の輸出割当ての総体は、理事会が特別多

数票による議決で別段の決定を行なわない限り、基準輸出トン数の合計の百十パーセント未満の数量に制限されることはない。

(d) 相場が一ポンド当たり五・二五セプトを上回る場合には、その期間中、すべての輸出割当ては、実施を中止される。

(e) 一ポンド当たり五・二五セプトを上回つていた相場が五セプトを下回る場合には、実際の輸出割当ての総体は、理事会が別段の決定を行なわない限り、基準輸出トン数の合計の百十五パーセント以下の水準に設定される。

(f) 一ポンド当たり四・五セプトを上回つていた相場が四・五セプトを下回る場合には、各加盟輸出国の実際の輸出割当ては、理事会が別段の決定を行なわない限り、それぞれの基準輸出トン数の五パーセントだけ削減される。

(g) 一ポンド当たり四セプトを上回つていた相場が四セプトを下回る場合には、各加盟輸出国の実際の輸出割当ては、理事会が別段の決定を行なわない限り、それぞれの基準輸出トン数の五パーセントだけ削減される。

(h) 一ポンド当たり三・七五セプトを上回つていた相場が三・七五セプトを下回る場合には、実際の輸出割当ての総体は、理事会が別段の決定を行なわない限り、基準輸出トン数の合計の九十五パーセント以下とする。

(i) 相場が一ポンド当たり三・五セプト以下である場合には、各加盟輸出国の実際の輸出割当ては、第四十九条(2)及び(2)(b)の規定に適合する限度内のできる限り低い水準に定められる。ただし、理事会が特別多数票による議決で一層高い水準を決定する場合には、これによるものとする。

(j) 一ポンド当たり三・二五セプトを上回つていた相場が三・二五セプトとなる場合には、理事会は、第四十九条(2)(e)に規定する措置を執る。

昭和四十四年六月六日 参議院會議録第二十六号

通商に關する日本国とメキシコ合衆国との間の協定の締結について承認を求めるの件外一件

七〇〇

(k) 実際の輸出割当ての水準は、当該割当年度の最後の四十五日間は引き下げられない。

(3) 実際の輸出割当ての水準を(2)の規定に適合させるための調整は、(2)に規定する相場についての条件が満たされた後でできる限りすみやかに実施されるものとし、また、理事会が(2)の規定の範囲内で行なうことがある決定によつてさらに調整が行なわれるときまで適用される。

(4) 理事会は、第七十条(2)に規定する検討を行なうにあたり、特別多数票による議決で、協定の第四年度及び第五年度につきこの条及び第三十条の規定の適用のための価格水準を決定する。これらの条に規定する価格水準は、理事会の決定がない限り、変更されることがなく適用される。

第四十九条

最初の輸出割当ての配分及び各加盟輸出国に対する輸出割当ての水準の調整の適用

(1) 第四十五条の規定に基づく最初の輸出割当ての配分及び第四十八条の規定に基づく各割当年度度分の実際の輸出割当ての総体の変更は、(2)に明示的な別段の規定がある場合を除くほか、各加盟輸出国につきその基準輸出トン数に比例して行なう。

(2) 第四十五条の規定に基づく最初の輸出割当ての配分及び第四十八条の規定の適用による実際の輸出割当ての調整は、次の規定に従つて行なう。

(a) 第三十二条及び第四十七条の規定に基づいて削減が行なわれる場合並びに(6)の規定に基づく措置が執られる場合を除くほか、第四十条(1)第二欄の基準輸出トン数を有する加盟輸出国の実際の輸出割当ては、最初にその基準輸出トン数の九パーセント未満の数量に定められることはなく、また、その後においても削減されない。

(b) 第四十条(1)第三欄の基準輸出トン数を有する加盟輸出国の実際の輸出割当ては、第四十

八条(2)の規定の適用による調整の対象としな

(c) 加盟輸出国が第四十六条(1)の規定に従つて理事会に通報する輸出割当て不使用分は、当該割当年度において、その加盟輸出国の実際の輸出割当てからの通常の削減分から控除される。

(d) 輸出割当ての削減が行なわれる場合において、当該加盟輸出国がその削減分の全部又は一部をすでに輸出し又は販売していたため当該加盟輸出国の実際の輸出割当てに対して輸出割当ての削減を十分に適用することができないときは、当該削減分に相当する数量は、当該加盟輸出国の翌割当年度分の実際の輸出割当てから削減される。

(e) 市場の状況により価格についての協定の目的を達成するため追加の措置が必要とされる場合には、理事会は、特別多数票による議決で、実際の輸出割当てを(2)に定める最低の水準より低く定め又は削減することができ、かつ、この(2)の規定に基づいて定められる実際の輸出割当ての水準は、いかなる場合にも、(2)に定める最低の水準より当該加盟輸出国の基準輸出トン数の五パーセント以上低いことはない。

第十二章

支持措置及び市場への進出機会

第五十条

(1) 加盟国は、砂糖の生産又は取引に対する補助金であつて直接又は間接に砂糖の輸出を増大させ又はその輸入を減少させる効果をもつものが協定の目的の達成を危うくするおそれがあることを認める。

(2) 加盟国は、前記の補助金(すべての形式による所得又は価格の支持を含む)を許し又は維持する場合においては、各割当年度中に、理事会に対し、書面により、当該補助金の範囲及び性質並びに当該補助金を必要とする事情を通告する。この通告は、理事会の要請によつて行なうもの

とし、理事会の要請は、割当年度ごとに少なくとも一回、その手続規則中に定める形式で、同規則中に定める時期に行なう。

(3) 加盟国が前記の補助金により協定に基づく自国の利益に対する重大な損害が生じており又は生ずるおそれがあると認める場合には、当該補助金を許ししている加盟国は、要請を受けたときは、他の関係加盟国又は理事会との間で当該補助金を制限する可能性について討議する。その事実が理事会に付託された場合には、理事会は、当該補助金を許している加盟国の特別の事情に考慮を払つて、関係加盟国とともにその事実を検討し、及び適当と認める勧告を行なうことができる。

第五十一条

先進加盟輸入国の特別の約束

(1) 先進加盟輸入国は、附属書Aに定めるところに従い、加盟輸出国からの輸入のために自国の市場への進出機会を確保する。

(2) 附属書Aに掲げる各加盟輸入国は、(1)の規定に基づく約束を遂行するため、自国の事情に適当であると認める措置を執る。

(3) 先進輸入国の政府が第六十四条の規定に従つて協定に加入することを希望する場合に理事会がその政府の同意を得て定める条件には、その政府が自国の市場への進出機会に關連して執る措置を含めるものとする。

第十三章

在庫量

第五十二条

(1) 各加盟輸出国は、次のいずれかの規定に従つて自国の生産を調整することを約束する。

(a) 当該加盟輸出国の保有する全在庫量が、新しい収穫が始まる直前の一定の日(理事会の同意を得て定める)において、直前の曆年中の当該加盟輸出国の生産の二十パーセントに等しい数量をこえないこと。

(b) 当該加盟輸出国がその国内消費のために必要とする在庫量をこえて保有する砂糖の数量

が、毎年新しい収穫が始まる直前の一定の日(理事会の同意を得て定める)において、当該加盟輸出国の基準輸出数量の二十パーセントに等しい数量をこえないこと。

(2) 各加盟輸出国は、加盟国となるにあたり、自国につき(1)(a)又は(1)(b)のいずれの規定の適用を受諾するかを理事会に通告する。

(3) 理事会は、加盟輸出国の申請があつた場合において、特別の事情により正当と認めるときは、当該加盟輸出国が(1)に定める数量をこえる数量を保有することを許可することができる。

第五十三条

最小在庫量

(1) この条の規定の適用上、最小在庫量とは、加盟輸出国又は理事会の同意を得てその加盟輸出国に代わる他の加盟国が国内消費の需要量及び第十章に規定する特別取極に基づく義務を履行するために必要とする在庫量に加えて保有する砂糖の数量(その提供が約束されていないものに限り)をいう。

(2) この条の規定に基づいて保有する最小在庫量の水準は、次のとおりとする。

(a) 先進加盟輸出国については、その基準輸出トン数の十五パーセント

(b) 開発途上にある加盟輸出国については、その基準輸出トン数の十パーセント。この百分率は、特定の国については、その同意を得て十二・五パーセントにまで増加することができる。

(3) 各加盟輸出国が保有する最小在庫量は、第三十条の規定に基づく販売に供するものとする。ただし、特別の事情がある場合には、理事会は、特別多数票による議決で、各加盟輸出国が同条(2)に規定する事態以外の事態の下で最小在庫量の一部を放出することを許可することができる。

(4) 加盟輸出国は、特別の事情により、この条に定める最小在庫量を当該割当年度中保有することができないと認める場合には、その事情を理

事会に説明するものとし、理事会は、特別多数票による議決で、当該加盟輸出国が保有すべき最小在庫量を特定の期間について変更することができる。

(5) 理事会は、最小在庫量の蓄積、維持及び補充のための手続を採択するものとし、また、この条の規定に基づく義務が履行されることを確保するための手続を定める。

第十四章 年次検討及び消費促進措置

第五十四条 年次検討

(1) 理事会は、各割当年度において、できる限り、第一条に定める目的に照らして協定の運用を検討し、並びに協定が前割当年度において各国特に開発途上にある国の市場及び経済に及ぼした影響を検討する。理事会は、さらに、加盟国に対し協定の運用を改善する方法及び手段について勧告する。

(2) 各年次検討の報告は、理事会が定める形式及び方法によつて公表する。

第五十五条 消費促進措置

(1) 各加盟国は、国際連合貿易開発会議の第一回会期の最終議定書中の関連する目的に留意して、砂糖の消費を促進するため及び砂糖の消費の増大を妨げる障害を除去するために適当であると認める措置を執る。各加盟国は、その措置を執るにあたり、関税、内国税及び財政賦課金並びに数量規制その他の規制措置が砂糖の消費に及ぼす影響並びに当該事情の評価に関連するその他のすべての重要な要因に対して考慮を払う。

(2) 各加盟国は、(1)の規定に基づいて執つた措置及びその効果を定期的に理事会に通報する。

(3) 理事会は、加盟輸出国及び加盟輸入国の双方で構成される砂糖消費委員会を設置する。

(4) 砂糖消費委員会は、次の事項を研究するものとし、また、理事会に対し、加盟国又は理事会によつて適当な措置が執られるために望ましいと認める勧告を提出する。

(a) すべての砂糖代替品（人工甘味料を含む。）の使用が砂糖の消費に及ぼす影響

(b) 砂糖及び人工甘味料に対する課税上の取扱いの比較

(c) 各国の砂糖の消費に対する(i)課税及び制限的措置の影響、(ii)経済情勢特に国際収支上の困難の影響並びに(iii)気候その他の条件の影響

(d) 特に一人当たりの消費量が少ない国における消費を促進する方法

(e) 砂糖その他これに関連のある食糧の消費を増大させることに関心のある諸機関との協力

(f) 砂糖、その副産物及び砂糖原料作物の新しい利用方法の研究

第十五章 例外的事態における義務の免除

第五十六条 義務の免除

(1) 理事会は、協定に明示的に定められていない例外的な若しくは緊急の事態又は不可抗力によつて必要となる場合において、加盟国の説明に

より協定に基づく義務の履行がその加盟国に重大な困難を与え又は不公平な負担を課するものであると認定したときは、特別多数票による議決で、その加盟国に対して当該義務を免除することができる。

(2) 理事会は、(1)の規定に基づき加盟国に対して免除を与えるにあたり、その加盟国が当該義務を免除される条件、期間及び理由を明示する。

(3) いずれかの加盟国において国内消費及び在庫に充てた後の輸出可能な砂糖の数量が一年以上の期間にわたつて基準輸出権利数量をこえていくという事実は、そのみでは、理事会に対して輸出割当てに関する義務の免除を申請するための根拠とならない。

第十六章 紛争及び苦情

第五十七条 紛争

(1) 協定の解釈又は適用に関する紛争であつて関係当事国の間で解決しないものは、当該紛争のいずれかの当事国の要請により、決定のため、理事会に付託する。

(2) 紛争が(1)の規定に基づいて理事会に付託された場合には、総票数の三分の一以上にあたる数の票を有する過半数の加盟国は、理事会に対し、理事会が討議の後決定を行なう前にその係争中の問題について(3)の規定に基づいて設置される諮問委員会の意見を求めることを要求することができる。

(3)(a) 諮問委員会は、理事会が全会一致で別段の

決定を行なわない限り、次の者で構成する。

(i) 加盟輸出国が指名する者二人。そのうち一人は当該係争中の問題と同種の問題に豊富な経験を有する者とし、他の一人は法律家としての地位及び経験を有する者とする。

(ii) 加盟輸入国が指名する者二人。これらの者は、(i)の者と同様の資格を有する者とする。

(iii) (i)及び(ii)の規定に基づいて指名される四人の者が一致して選定し、又は、これらの者の意見が一致しない場合には、理事会の議長が選定する議長一人

(b) すべての加盟国の国民は、諮問委員会の構成員となる資格を有する。

(c) 諮問委員会の構成員に任命された者は、個人の資格で、かつ、いずれの政府からも指示を受けないで行動するものとする。

(d) 諮問委員会の経費は、機関が支弁する。

(4) 諮問委員会の意見及びその理由は、理事会に提出するものとし、理事会は、関係があるすべての情報を考慮した後、特別多数票による議決で、当該紛争について決定を行なう。

第五十八条 加盟国による苦情及び義務の不履行に関する理事会の行動

(1) 加盟国が協定に基づく義務を履行しなかつた旨の苦情は、これを申し立てる他の加盟国の要

請によつて理事会に付託され、理事会は、関係加盟国とあらかじめ協議した後、その問題について決定を行なう。

(2) 加盟国が協定に基づく義務に違反している旨の理事会の認定は、区分ごとの単純過半数票による議決で、その違反の性質を明示して行なう。

(3) 理事会は、苦情の申立てに対してであるかどうかを問わず、加盟国が協定に違反したと認定する場合に、他の条に明示的に規定する他の措置を妨げることなく、特別多数票による議決で、次のいずれかのことを決定することができ

(1) 当該加盟国が理事会及び執行委員会において有する投票権を停止すること。

(ii) さらに、必要と認める場合には、当該加盟国がその義務を履行するまでの間、当該加盟国のその他の権利、特に、理事会又はその委員会の役員に選挙され又はその地位を保持する権利を停止すること。

(iii) 当該違反が協定の運用を著しく害している場合には、第六十八条の規定に基づく措置を執ること。

第十七章 最終規定

第五十九条 署名

協定は、千九百六十八年十二月二十四日まで、国際連合本部において、千九百六十八年の国際連合砂糖会議に招請された政府による署名のために

開放しておく。

第六十条 批准

協定は、署名国政府により、その憲法上の手続に従つて批准され、受諾され又は承認されるものとする。批准書、受諾書又は承認書は、第六十一条に別段の定めがある場合を除くほか、千九百六十八年十二月三十一日までに、国際連合事務総長に寄託するものとする。

第六十一条 政府の通告

(1) 署名国政府は、第六十条に定める期限までに同条に定める要件を満たすことができない場合には、その必要な憲法上の手続に従つてできる限りすみやかに、かつ、いかなる場合にも千九百六十九年七月一日までに協定を批准し、受諾し又は承認するように努力することを約束する旨を国際連合事務総長に通告することができ

(2) (1)の規定に従つて通告を行なつた署名国政府であつて理事会により千九百六十九年七月一日までに批准書、受諾書又は承認書を寄託することができないと認定されたものは、同年七月一日の後、かつ、いかなる場合にも同年十二月三

十一日までに、前記の文書を寄託することができ、その政府は、協定を暫定的に適用する旨を明示するときはオブザーバーの地位を有する。

第六十二条 暫定的に協定を適用する旨の明示

(1) 第六十一条の規定に従つて通告を行なう政府は、その通告中に、又はその後いつでも、暫定的に協定を適用する旨を明示することができ

(2) 暫定的に協定を適用する旨を明示した政府は、協定が暫定的又は確定的に効力を生じている期間中、批准書、受諾書、承認書若しくは加入書を寄託する前又は当該明示を撤回する前は、第六十一条の規定に基づいて行なわれた通告中に示した期日まで、暫定的加盟国となる。

もつとも、理事会は、当該政府がその憲法上の手続を完了することが困難であるために前記の文書を寄託しなかつたと認定する場合には、暫定的加盟国としての当該政府の地位をその後の特定の日まで継続させることができる。

(3) 暫定的加盟国は、協定を批准し、受諾し若しくは承認し又は協定に加入するまでの間、締約国とみなされる。

第六十三条 効力発生

(1) 附属書Bに定める票の配分上輸出国の総票数の六十パーセントにあたる数の票及び輸入国の総票数の五十パーセントにあたる数の票を有す

る政府が千九百六十九年一月一日前に又はその後六箇月以内のいずれかの日に批准書、受諾書又は承認書を国際連合事務総長に寄託したことを条件として、協定は、同年一月一日又はその後の寄託の日に、確定的に効力を生ずる。協定は、また、暫定的に効力を生じた場合には、その後批准書、受諾書、承認書又は加入書の寄託により前記の百分率の要件が満たされる時に確定的に効力を生ずる。

(2) (1)の百分率の要件を満たす票数を有する政府が千九百六十九年一月一日前に又はその後六箇月以内のいずれかの日に批准書、受諾書若しくは承認書を寄託し又は協定を暫定的に適用する旨を明示したことを条件として、協定は、同年一月一日又はその後の寄託若しくは明示の日に、暫定的に効力を生ずる。批准書、受諾書、承認書又は加入書を寄託した政府及び協定を暫定的に適用する旨を明示した政府は、協定が暫定的に効力を有している期間中、暫定的加盟国となる。

(3) 批准書、受諾書、承認書又は加入書を寄託し、たいずれの国の政府も、千九百六十九年一月一日又はその後十二箇月以内のいずれかの日及び協定が暫定的に効力を有しているその後の六箇月の各期間の終わりに、協定の全部又は一部がこれらの政府の間で確定的に効力を生ずることを決定することができる。これらの政府は、協定が暫定的に効力を生ずること、引き続き暫定

的に効力を有すること又は効力を失うことをも決定することができる。

第六十四条 加入

(1) 千九百六十八年の国際連合砂糖會議に招請された政府及び国際連合又はその専門機関の加盟国政府は、理事会が当該政府の同意を得て定める条件に従つて協定に加入することができる。加入は、国際連合事務総長に加入書を寄託することによつて行なわれる。

(2) 理事会は、(1)にいう条件を定めるにあたり、特別多数票による議決で、次に掲げる国について基準輸出トン数を決定することができる。その基準輸出トン数は、第四十条に定められているものとみなされる。

(a) 第四十条に掲げられていない国

(b) 第四十条に掲げられているが効力発生の日の後十二箇月以内に加入しない国。もつとも、同条に掲げられている国が効力発生の日の後十二箇月以内に加入した場合に、同条に定める基準輸出トン数が適用される。

第六十五条 留保

(1) 留保は、(2)に掲げるものを除くほか、協定のいかなる規定についても行なうことができない。

(2)(a) 千九百六十八年十二月三十一日において千九百五十八年の国際砂糖協定又はこれに続く議定書に留保を附して参加していた政府は、協定の署名、批准、受諾若しくは承認又は協

定への加入の際に、従前の留保と同様の内容又は効果を有する留保を附することができる。

(b) 協定に参加する権利を有する政府は、署名、批准、受諾、承認又は加入の際に、協定の経済的運用に影響を及ぼさない留保を附することができる。特定の留保がこの(b)にいう留保であるかどうかについての紛争は、第五十七条に定める手続に従つて解決する。

(c) その他の場合において留保が附されたときは、理事会は、当該留保を審査し、特別多数票による議決で、これを受諾すべきであるかどうかを、また、受諾する場合には、当該留保を受諾するための条件を決定する。このような留保は、理事会がその問題について決定を行なつた後においてのみ、有効なものとなる。

第六十六条 適用地域

(1) いずれの政府も、その署名の際若しくはその批准書、受諾書、承認書若しくは加入書を寄託する際に、又はその後いつでも、国際連合事務総長に対する通告により、国際関係について当分の間最終的責任を負ういづれかの領域に協定が適用されることを宣言することができる。協定は、その通告の日と協定が当該政府について効力を生ずる日とのうちいづれか一層おそい日から、その通告中に特定する領域に適用される。

(2) (1)の規定に基づいて協定が適用されていた領域でその後独立したものの政府は、独立が達成

された後九十日以内に、国際連合事務総長に対する通告により、協定に定める締約国政府の権利及び義務を受諾した旨を宣言することができる。当該政府は、その通告の日から、締約国政府となる。そのような締約国が輸出国であるが第四十条に掲げられていない場合には、理事会は、当該締約国と協議した後特別多数票による議決で当該締約国の基準輸出トン数を定めるものとし、この基準輸出トン数は、同条に定めるものとみなされる。そのような締約国が同条に掲げられている場合には、同条に定める当該基準輸出トン数を当該締約国の基準輸出トン数とする。

(3) 締約国政府は、国際関係について当分の間最終的責任を負ういづれかの領域について第四条の規定に基づく権利を行使することを希望する場合に、その批准書、受諾書、承認書若しくは加入書を寄託する際に、又はその後いつでも、国際連合事務総長に対する通告により、当該権利を行使することができる。別個の加盟国となる領域が輸出国であるが第四十条に掲げられていない場合には、理事会は、当該領域と協議した後、特別多数票による議決で当該領域の基準輸出トン数を定めるものとし、この基準輸出トン数は、同条に定めるものとみなされる。そのような領域が同条に掲げられている場合には、同条に定める当該基準輸出トン数をその領域の基準輸出トン数とする。

(4) (1)の宣言を行なつた締約国政府は、その後いつでも、国際連合事務総長に対する通告により、その通告中に特定する領域に対する協定の適用を終止することを宣言することができる。協定は、その通告の日から当該領域に対する適用を終止する。

第六十七条 自発的脱退

加盟国は、自国の利益が協定の運用その他の理由により著しく害されていると認める場合には、その事情を理事会に説明することができ、理事会は、三十日以内にその問題を審議する。当該加盟国は、その利益が理事会の介入にかかわらず引き続き著しく害されていると認める場合には、国際連合事務総長に対して書面による脱退の通知を行なうことにより、最初の割当年度の終了の後いつでも、協定から脱退することができる。脱退は、国際連合事務総長が当該通知を受領した後九十日で効力を生ずる。

第六十八条 除名

理事会は、加盟国が協定に基づく義務に違反しており、かつ、その違反が協定の実施を著しく妨げていると認定する場合には、特別多数票による議決で、機関から当該加盟国を除名することができる。理事会は、この決定を直ちに国際連合事務総長に通告する。当該加盟国は、理事会が決定を行なつた後九十日で加盟国でなくなり、また、当該加盟国の政府が締約国政府である場合には、その政府は、締約国政府でなくなる。

昭和四十四年六月六日 参議院會議録第二十六号

通商に関する日本国とメキシコ合衆国との間の協定の締結について承認を求めるの件外一件

七〇四

第六十九条 脱退する加盟国又は除名さ

れる加盟国の会計上の決済

(1) 理事会は、脱退する加盟国又は除名される加盟国についてはその会計上の決済を行なう。機関は、脱退する加盟国又は除名される加盟国がすでに支払った金額を払い戻さないものとし、また、当該加盟国は、脱退又は除名が効力を生じた時に機関に対して負っている債務を弁済する義務を引き続き負う。ただし、改正を要することがないため第七十一条(2)の規定に基づいて協定から脱退し又は協定への参加を終止する締約国政府については、理事会は、公正と認める会計上の決済を行なうことができる。

(2) 協定から脱退し、除名され又はその他の理由によつて協定への参加を終止した加盟国は、清算の結果生ずる残金その他の機関の資産の分配を受ける権利を有しないものとし、また、協定が終了する際に機関に欠損があつた場合には、そのいずれの部分を負担することもない。

第七十条 有効期間及び検討

(1) 協定は、暫定的であるか確定的であるかを問はず最初効力を生じた割当年度の初日から五年間効力を有する。ただし、理事会が(3)の規定に基づいて一層早い日に協定を終了させる場合には、これによるものとする。

(2) 理事会は、第三割当年度の終了前に協定の運用を検討するものとし、また、必要と認める場合には、締約国政府に対して協定の改正を勧告

し、又は新協定の交渉のための措置を執る。

(3) 理事会は、特別多数票による議決で、いつでも、その決定する日に及びその決定する条件で協定を終了させることを決定することができる。この場合には、理事会は、機関の清算を実施するために必要な期間中存続して、そのために必要な権限を有し及び任務を行なう。

第七十一条 改正

(1) 理事会は、特別多数票による議決で、締約国政府に対し協定の改正を勧告することができる。理事会は、締約国政府が国際連合事務総長に対して改正の受諾を通告することができる期間の初日を定めることができる。改正は、加盟輸出の総数の七十五パーセント以上にあたる数の加盟輸出国で加盟輸出の総数の八十五パーセント以上にあたる数の票を有するものを代表する締約国政府及び加盟輸入国の総数の七十五パーセント以上にあたる数の加盟輸入国で加盟輸入の総数の八十パーセント以上にあたる数の票を有するものを代表する締約国政府から国際連合事務総長が受諾の通告を受領した後百日で、又は理事会が特別多数票による議決で決定することがある一層おそい日に、効力を生ずる。理事会は、各締約国が国際連合事務総長に対して改正の受諾を通告することができる期限を定めることができる。改正は、その期限までに効力を生じなかつた場合には、撤回されたものとみなす。理事会は、国際連合事務総長

に対し、その受領した受諾の通告の数が改正の効力を生じさせるために十分であるかどうかを決定するために必要な情報を提供する。

(2) 加盟国は、改正が効力を生じた日までに、その改正を受諾する旨の通告が自国について行なわれなかつた場合には、国際連合事務総長に対する書面による通知により、当該割当年度の終りに、又は理事会が決定する一層早い日に協定から脱退することができる。もつとも、当該加盟国は、その脱退により、脱退以前に協定から生じたいかなる義務をも免除されるものではない。当該加盟国は、その脱退の原因となつた改正の規定に拘束されることはない。

第七十二条 国際連合事務総長の通告

国際連合事務総長は、国際連合又はそのいずれかの専門機関のすべての加盟国に対し、批准書、受諾書、承認書又は加入書の各寄託、第六十一条の規定に基づく各通告及び協定が暫定的又は確定的に効力を生じた日を通告するものとする。事務総長は、すべての締約国政府に対し、第六十六条の規定に基づく各通告、第六十七条の規定に基づく各脱退の通知、第六十八条の規定に基づく各除名、第七十一条(1)の規定に基づいて改正が効力を生ずる日又は改正が撤回されたものとみなされる日及び第七十一条(2)の規定に基づく協定からの脱退を通告するものとする。

以上の証拠として、各目の政府から正当に委任

を受けた下名は、その署名に対応して掲げる日に協定に署名した。

中国語、英語、フランス語、ロシア語及びスペイン語による協定の本文は、ひとしく正文とする。その原本は、国際連合に寄託される。国際連合事務総長は、各署名国政府又は各加入国政府に対してその認証原本を送付するものとする。

附屬書 A 第五十一条の規定に基づく先進

加盟輸入国の特別の約束

次の先進輸入国は、第五十一条の規定に基づいて次の約束を行なつた。

カナダ

カナダは、その国内消費の二十パーセントに相当する水準をこえる砂糖の生産を促進することのないように、その国内政策を運用する。

フィンランド

フィンランドは、てん菜の栽培のために使用される土地を二万五千ヘクタールをこえて増加しない。

日本国

日本国は、毎年百五十万トン以上の数量及び、これに加えて、将来その国内消費量が二百十万トンを超える場合にそのこえた部分の三十五パーセントに相当する数量の砂糖を輸入することを目標とする。

ニュー・ジラランド		中央アフリカ共和国	合計	一、〇〇〇	メキシコ	二八
ニュー・ジラランドは、その国内消費に充		チャード	国名	票	ニカラグア	五
てるために必要とされるすべての砂糖を引き		エティオピア		五	パナマ	五
続き輸入することを予定する。		フィンランド		一六	パラグアイ	五
スウェーデン		ガーナ		五	ペルー	一四
スウェーデンは、てん菜の生産を制限する		アイスランド		七	フィリピン	二八
その政策を継続するものであり、また、てん菜		象牙海岸		五	ポーランド	四一
のために使用される土地を最近の削減の結果		日本国		一三八	ルーマニア	七
である水準、すなわち約四万ヘクタールをこ		ケニア		五	南アフリカ	六〇
えて増加させないことを約束する。		レバノン		五	スワジランド	六
スイス		リベリア		五	タイ	五
スイスは、その国内消費量の七十パーセン		馬拉ウイ		五	トルコ	一〇
ト以上が輸入によつて満たされることを確保		マレイシア		一八	ウガンダ	五
することを目標とする。		モロッコ		二五	ヴェネズエラ	五
連合王国		ニュー・ジラランド		二二	西インド諸島	四五
連合王国は、毎年百八十万トン以上の数量		ナイジェリア		七	アンティグア	(五)
の砂糖を輸入する。		ノールウェー		一五	バルバドス	(五)
(注) ノールウェーは、その国内消費に充てる		ポルトガル		五	ガイアナ	(一一)
ために必要とされるすべての砂糖を輸入して		スペイン		一三	ジャマイカ	(二三)
いる。		スウェーデン		一〇	セント・キッツリネヴィスリア	(五)
附属書B 第六十三条の規定のための票の		スイス		二二	シギラ	(六)
配分		シリア		五	トリニダード・トバゴ	(六)
輸入国の票		テニジア		七	合計	一、〇〇〇
国名		ソヴィエト社会主義共和国連邦		二〇〇	アフガニスタンのために	
ブルガリア		グレート・ブリテン及び北部アイ		一五三	アルバニアのために	
カメルーン		ランド連合王国		二〇〇		
カナダ		アメリカ合衆国		一七		
		ヴェトナム共和国		一七		

昭和四十四年六月六日 参議院会議録第二十六号

通商に関する日本国とメキシコ合衆国との間の協定の締結について承認を求めるの件外一件

昭和四十四年六月六日 参議院会議録第二十六号 通商に関する日本国とメキシコ合衆国との間の協定の締結について承認を求めるの件外二件

七〇六

アルジェリアのために	白ロシア・ソヴィエト社会主義共和国のために	コスタ・リカのために	フィンランドのために
アルゼンティーンのために	カンボディアのために	キューバのために	フランスのために
J・M・ルーダ	カメルーンのために	アラコン	ガボンのために
千九百六十八年十二月二十四日	カナダのために	千九百六十八年十二月十八日	ガンビアのために
オーストラリアのために	ジョージ・イグナティーフ	チェッコスロヴァキアのために	ガーナのために
パトリック・ショー	千九百六十八年十二月十九日	ドクトル Z・チエルニク	ギリシャのために
千九百六十八年十二月十七日	中央アフリカ共和国のために	千九百六十八年十二月二十三日	グアテマラのために
オーストリアのために	セイロンのために	オット・ローセ・ボルク	F・ロベス・ウルスア
バルバドスのために	チャードのために	千九百六十八年十二月二十三日	千九百六十八年十二月十八日
H・A・ヴァーガン	チリのために	ドミニカ共和国のために	ギニアのために
千九百六十八年十二月二十日	中国のために	オラシオ・オルネス	ガイアナのために
ベルギーのために	銅鑛	千九百六十八年十二月十八日	アン・ジャードイム
ボリヴィアのために	千九百六十八年十二月十六日	エル・サルヴァドルのために	千九百六十八年十二月二十三日
ボツワナのために	コロンビアのために	赤道ギニアのために	ハイティのために
ブラジルのために	フリオ・セサル・トゥルバイ	エティオピアのために	ヴァチカンのために
ジョアン・アウグシュト・デ・アラウ	千九百六十八年十二月三日	ドイツ連邦共和国のために	ホンデュラスのために
ジョ・カストロ	コンゴ(ブラザヴィル)のために		H・ロベス・ヴィリヤミル
千九百六十八年十二月十八日	コンゴ(民主共和国)のために		千九百六十八年十二月十六日
ブルガリアのために			ハンガリーのために
ビルマのために			
ブルンディのために			

カーロイ・チャトルダイ

千九百六十八年十二月二十三日

アイスランドのために

インドのために

インドネシアのために

ルスラン・アブドゥルガニ

千九百六十八年十二月二十四日

イランのために

イラクのために

アイルランドのために

イスラエルのために

イタリアのために

象牙海岸のために

ジャマイカのために

ケイス・ジョンソン

千九百六十八年十二月三日

日本国のために

鶴岡千俣

千九百六十八年十二月二十三日

ヨルダンのために

ケニアのために

ブルディ・ナブウエラ

千九百六十八年十二月十八日

クウェイトのために

ラオスのために

レバノンのために

レソトのために

リベリアのために

リビアのために

リヒテンシュタインのために

ルクセンブルグのために

マダガスカルのために

B・ラベタフィカ

千九百六十八年十二月二十三日

マラウイのために

マレーシアのために

モルディヴのために

マリのために

マルタのために

モーリタニアのために

モーリシアスのために

G・バランシ

千九百六十八年十二月十一日

メキシコのために

F・クエヴァス

千九百六十八年十二月二十日

モナコのために

モンゴルのために

モロッコのために

ネパールのために

オランダのために

ニュー・ジラランドのために

N・V・ファレル

千九百六十八年十二月二十三日

ニカラグアのために

ホセ・ロマン

千九百六十八年十二月二十三日

ニジェールのために

ナイジェリアのために

ノールウェーのために

パキスタンのために

パナマのために

パラグアイのために

ペルーのために

カルロス・マッケエニエ

千九百六十八年十二月二十四日

ペルー政府は、適当な時期に批准する意図を有する国際砂糖協定に署名するにあたり、特別の事情により特別取極に基づき国際市場への砂糖の輸出が妨げられる場合に砂糖の輸出割当ての増加を要求するペルーの権利に影響を及ぼすような同協定のすべての規定を留保する旨を記録にとどめることを希望する。

フィリピンのために

ボイランドのために

B・トモロヴィッチ

千九百六十八年十二月二十三日

ポルトガルのために

ドゥアルテ・ヴァス・ピント

千九百六十八年十二月二十日

大韓民国のために

ヴィエトナム共和国のために

ルーマニアのために

ルワンダのために

サン・マリノのために

サウディ・アラビアのために

セネガルのために

シエラ・レオネのために

シンガポールのために

ソマリアのために

南アフリカのために

M・I・ボタ

千九百六十八年十二月十二日

南イエメンのために

スペインのために

スーダンのために

スワジランドのために

S・T・M・スカティ

千九百六十八年十二月二十三日

スウェーデンのために

スウェルケル・オストローム

千九百六十八年十二月二十日

昭和四十四年六月六日 参議院會議録第二十六号

通商に関する日本国とメキシコ合衆国との間の協定の締結について承認を求めるの件外一件 国立学校設置法の一部を改正する等の法律案

七〇八

スイスのために

シリアのために

タイのために

トーゴのために

トリニダード・トバゴのために

P・V・ソロモン

千九百六十八年十二月二十三日

トルコのために

ウガンダのために

ウクライナ・ソヴィエト社会主義共和国のために

ソヴィエト社会主義共和国連邦のために

ヤー・マリク

千九百六十八年十二月二十三日

ソヴィエト社会主義共和国連邦の社会経済体制にかんがみ、砂糖の生産制限、最大及び最小の在庫量並びに生産及び輸出に対する補助金に関する協定の規定は、ソヴィエト社会主義共和国連邦には適用しないと了解される。

アラブ連合共和国のために

グレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国のために

カラドン

千九百六十八年十二月二十日

タンザニア連合共和国のために

アメリカ合衆国のために

上ヴォルタのために

ウルグアイのために

ヴェネズエラのために

M・ペレス・ゲレロ

千九百六十八年十二月二十三日

西サモアのために

イエメンのために

ユーゴスラヴィアのために

ザンビアのために

欧州経済共同体のために

〔山本利壽君登壇、拍手〕

○山本利壽君 ただいま議題となりました条約二案件につきまして、外務委員会における審議の経過と結果を御報告申し上げます。

まず、メキシコとの通商協定は、わが国がすでに他の国と結んでいる通商協定と同様に、関税、輸出入制限、外国為替等、通商に関する事項について、相互に最恵国待遇を与えることを取りきめたものであります。

次に、千九百六十八年の国際砂糖協定は、世界市場における砂糖の需給を調整し、糖価の安定をはかることを主たる目的とするものでありまして、輸出割り当ての実施、最小及び最大在庫量の設定、一定の場合の供給保証、非加盟国からの輸入の制限及び禁止等について規定しております。委員会におきましては、これら二案件に対し熱心な質疑が行なわれましたが、詳細は会議録によつて御承知願います。

六月五日質疑を終え、討論採決の結果、両件はいずれも全会一致をもって承認すべきものと決定いたしました。

以上御報告申し上げます。別件に御発言をなければ、これより採決をいたします。

両件全部を問題に供します。両件を承認することとに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(重宗雄三君) 総員起立と認めます。よつて、両件は全会一致をもって承認することに決しました。

○議長(重宗雄三君) 日程第四、国立学校設置法の一部を改正する等の法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。文教委員長久保勘一君。

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕

国立学校設置法の一部を改正する等の法律案右の内閣提出案は本院においてこれを修正議決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和四十四年四月十五日

衆議院議長 石井光次郎

参議院議長 重宗 雄三殿

国立学校設置法の一部を改正する等の法律案

国立学校設置法の一部を改正する等の法律案

(国立学校設置法の一部改正)

第一条 国立学校設置法(昭和二十四年法律第百五十号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項の表三重大大学の項中「教育学部」を「教育学部」に改める。

第三条の二第二項中「大阪大学」を「大阪外

国語大学」に改める。

第二条 国立養護教諭養成所設置法(昭和四十年法律第十六号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項の表中茨城大学養護教諭養成所の項の次に次のように加える。

千葉大学養護教諭養成所 千葉県 千葉大学

(国立工業教員養成所の設置等に関する臨時措置法の廃止)

第三条 国立工業教員養成所の設置等に関する臨時

時措置法(昭和三十六年法律第八十七号)は、廃止する。

附則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日、昭和四十四年四月一日から施行する。

(国立工業教員養成所の存続に関する経過措置)

2 国立工業教員養成所は、この法律の施行の際に当該養成所に在学する者があるときは、第三条の規定にかかわらず、その者が当該養成所に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。

(国立工業教員養成所の授業料等の免除等に関する経過措置)

3 この法律の施行の際に国立工業教員養成所に在学する者又はすでにこれを卒業した者の当該養成所における授業料その他の費用の免除及びその徴収の猶予については、なお従前の例による。

(国立工業教員養成所の卒業者の大学への編入学に関する経過措置)

4 国立工業教員養成所を卒業した者の大学への編入学については、なお従前の例による。

(日本育英会法の一部改正)

5 日本育英会法(昭和十九年法律第三十号)の一部を次のように改正する。

第三十六条ノ三を削る。

(日本育英会法の一部改正に伴う経過措置)

6 この法律の施行の際に国立工業教員養成所に在学する者又はすでにこれを卒業した者で、この法律の施行前の日本育英会との貸与契約により学資の貸与を受けたものに係る貸与金の返還免除については、なお従前の例による。

(教育公務員特例法の一部改正)

7 教育公務員特例法(昭和二十四年法律第一号)の一部を次のように改正する。

目次中「第三十四条」を「第三十三条」に改める。

第三十四条を削る。

8 (教育公務員特例法の一部改正に伴う経過措置)
附則第二項の規定によりなお存続する国立工業教員養成所の所長、教授、助教授及び助手の身分取扱いについては、なお従前の例による。
(文部省設置法の一部改正)

9 文部省設置法(昭和二十四年法律第四百十六号)の一部を次のように改正する。
第十六条中、「国立養護教諭養成所設置法(昭和四十年法律第十六号)及び国立工業教員養成所の設置等に関する臨時措置法(昭和三十六年法律第八十七号)」を「及び国立養護教諭養成所設置法(昭和四十年法律第十六号)」に改める。
(教育職員免許法の一部改正)

10 教育職員免許法(昭和二十四年法律第四百十七号)の一部を次のように改正する。
附則第十項中「国立工業教員養成所の設置等に関する臨時措置法」を「旧国立工業教員養成所の設置等に関する臨時措置法」に改める。
(国立学校特別会計法の一部改正)

11 国立学校特別会計法(昭和三十三年法律第五十五号)の一部を次のように改正する。
第一条中「国立学校」を「国立学校及び」に改め、「及び国立工業教員養成所の設置等に関する臨時措置法(昭和三十六年法律第八十七号)第三項第一項に規定する国立工業教員養成所」を削る。
附則中第十項以下を一項ずつ繰り下げ、第九項の次に次の一項を加える。

10 国立学校設置法の一部を改正する等の法律(昭和四十四年法律第...号)附則第十一項の規定による第一条の規定の改正後同法附則第二項の規定によりなお存続する国立工業教員養成所に係る経理については、なお従前の例による。

「久保勘一君登壇、拍手」

○久保勘一君 たいだいま議題となりました法律案について、文教委員会における審査の結果を御報告申し上げます。
本法律案は、三重大学に工学部、大阪外国語大学に大学院を設立すること、千葉大学養護教諭養成所を新設しようとするものであります。委員会におきましては、学部、学科及び大学院設置の基本計画、大学紛争の現状とその対策等について熱心な質疑が行なわれましたが、その詳細

昭和四十四年六月六日 参議院会議録第二十六号

は会議録によつて御承知願いたいと存じます。
質疑を終了し、安永委員より、大学における講座制及び受託研究の改革等について希望意見を付して賛成の討論があつた後、採決の結果、本法律案は全会一致をもって、衆議院送付案のとおり可決すべきものと決定いたしました。
(拍手)

○議長(重宗雄三君) 別に御発言もなければ、これより採決をいたします。
本案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

○議長(重宗雄三君) 議員起立と認めます。よつて、本案は全会一致をもって可決せられました。
(賛成者起立)

○議長(重宗雄三君) 日程第五、建設省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。
まず、委員長長の報告を求めます。内閣委員長八田一朗君。

審査報告書

建設省設置法の一部を改正する法律案
右は多数をもって別冊の通り修正すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。
昭和四十四年六月五日

参議院議長 重宗 雄三殿
内閣委員長 八田 一朗

附則中「昭和四十四年四月一日」を「公布の日」に改める。

要領書

一、委員会の決定の理由
本法律案は、国土計画及び地方計画に関する調査等の事務の増大に対処し、行政の効率的な執行を図るため、関東・中部・近畿・九州の各地方建設局に企画部を置くこととするものである。よつて、必要な措置と認めるが、施行期日について所要の修正を行なつた。
なお、別紙の附帯決議を行なつた。
二、費用
本法律施行に要する経費は、三百一十萬円で、

国立学校設置法の一部を改正する等の法律案 建設省設置法の一部を改正する法律案 地方交付税法の一部を改正する法律案

昭和四十四年度一般会計予算に計上されてい

附帯決議
国土の保全とその均衡ある発展を図るため、政府は地方建設局の組織の統一ある整備及び砂防行政組織につき速やかに検討の上善処すべきである。右決議する。

建設省設置法の一部を改正する法律案
右の内閣提出案は本院においてこれを可決しよつて国会法第八十三条により送付する。
昭和四十四年三月二十八日
参議院議長 重宗 雄三殿 石井光次郎

建設省設置法の一部を改正する法律案
建設省設置法(昭和二十三年法律第百十三号)の一部を次のように改正する。
第十四条第一項中「五部及び一室」を「六部」に、
「用地部及び営繕部を置かない」を「用地部及び営繕部を置かず、東北地方建設局、北陸地方建設局、中国地方建設局及び四国地方建設局には企画部に代えて企画室を置く」に、「営繕部」を「企画部」に改める。

附則
この法律は、昭和四十四年四月一日から施行する。

「八田一朗君登壇、拍手」
○八田一朗君 たいだいま議題となりました建設省設置法の一部を改正する法律案につきまして、内閣委員会における審査の結果を御報告申し上げます。
本法案の改正点は、地方建設局における国土計画及び地方計画に関する調査等の事務量の増大に対処するため、八つの地方建設局のうち関東、中部、近畿、九州の四つの地方建設局の企画室を企画部に改組しようとするものであります。委員会におきましては、企画部設置の趣旨と、その設置を四地方建設局に限定した理由、国土開発の基本方針と地方建設局の組織との関係、その

他土地政策、地価対策等のほか、住宅、道路の問題等、各般にわたつて質疑が行なわれましたが、その詳細は会議録に譲りたいと存じます。
質疑を終り、討論に入りまして、本法案の施行期日を公布の日修正の上賛成の旨、日本共産党を代表して岩間委員より反対の旨の発言がそれぞれありました。

次いで採決の結果、修正案並びに修正部分を除く原案はいずれも多数をもって可決され、本法案は修正議決すべきものと決定いたしました。

○議長(重宗雄三君) 別に御発言もなければ、これより採決をいたします。
本案の委員長報告は修正議決報告でございます。よつて、本案全部を問題に供します。委員長報告のとおり修正議決することに賛成の諸君の起立を求めます。
(賛成者起立)

○議長(重宗雄三君) 過半数と認めます。よつて、本案は委員会修正正どおり議決せられました。

○議長(重宗雄三君) 日程第六、地方交付税法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。
まず、委員長長の報告を求めます。地方行政委員長内藤三郎君。

「審査報告書は都合により追録に掲載」
地方交付税法の一部を改正する法律案
右の内閣提出案は本院においてこれを可決しよつて国会法第八十三条により送付する。
昭和四十四年四月二十四日
参議院議長 重宗 雄三殿 石井光次郎

七〇九

地方交付税法の一部を改正する法律案

地方交付税法の一部を改正する法律

地方交付税法(昭和二十五年法律第二百十一号)の一部を次のように改正する。
第十二条第一項の表を次のように改める。

七〇

昭和四十四年六月六日 参議院會議録第二十六号 地方交付税法の一部を改正する法律案

	(2) 投資的経費	人口
	七 災害復旧費	面積 災害復旧事業費の財源に充てるため発行を許可された地方債に係る元利償還金
	八 特定負債還費	公共事業費等特定の事業費の財源に充てるため発行を許可された地方債に係る元利償還金
	九 特別事業負債還費	公共事業費等特定の事業費の財源に充てるため昭和四十一年度において特別に発行を許可された地方債の額
一 消防費	人口	
二 土木費		
1 道路橋りよう費	道路の面積	
(1) 經常経費	道路の延長	
(2) 投資的経費		
2 港湾費	港湾（漁港を含む。）における係留施設の延長	
(1) 經常経費	港湾（漁港を含む。）における外郭施設の延長	
(2) 投資的経費		
3 都市計画費	都市計画区域における人口	
(1) 經常経費	都市計画区域における人口	
(2) 投資的経費	人口集中地区人口	
4 下水道費	人口集中地区人口	
(1) 經常経費	人口集中地区人口	
(2) 投資的経費	人口	
5 その他の土木費	人口	
(1) 經常経費	人口	
(2) 投資的経費	児童数	
三 教育費		
1 小学校費		
(1) 經常経費		
五 産業経済費		
1 農業行政費		
(1) 經常経費		
(2) 投資的経費		
5 労働費		
(1) 經常経費		
(2) 投資的経費		
市町村四 厚生労働費		
1 生活保護費		
(1) 經常経費		
(2) 投資的経費		
2 社会福祉費		
(1) 經常経費		
(2) 投資的経費		
3 保健衛生費		
(1) 經常経費		
(2) 投資的経費		
4 清掃費		
(1) 經常経費		
(2) 投資的経費		
5 労働費		
(1) 經常経費		
(2) 投資的経費		
3 高等学校費		
(1) 經常経費		
(2) 投資的経費		
4 その他の教育費		
(1) 經常経費		
(2) 投資的経費		
2 中学校費		
(1) 經常経費		
(2) 投資的経費		
1 農産物販売費		
(1) 經常経費		
(2) 投資的経費		
5 労働費		
(1) 經常経費		
(2) 投資的経費		
3 高等学校費		
(1) 經常経費		
(2) 投資的経費		
4 その他の教育費		
(1) 經常経費		
(2) 投資的経費		
2 中学校費		
(1) 經常経費		
(2) 投資的経費		
1 農産物販売費		
(1) 經常経費		
(2) 投資的経費		
5 労働費		
(1) 經常経費		
(2) 投資的経費		
3 高等学校費		
(1) 經常経費		
(2) 投資的経費		
4 その他の教育費		
(1) 經常経費		
(2) 投資的経費		
2 中学校費		
(1) 經常経費		
(2) 投資的経費		
1 農産物販売費		
(1) 經常経費		
(2) 投資的経費		
5 労働費		
(1) 經常経費		
(2) 投資的経費		
3 高等学校費		
(1) 經常経費		
(2) 投資的経費		
4 その他の教育費		
(1) 經常経費		
(2) 投資的経費		
2 中学校費		
(1) 經常経費		
(2) 投資的経費		
1 農産物販売費		
(1) 經常経費		
(2) 投資的経費		
5 労働費		
(1) 經常経費		
(2) 投資的経費		
3 高等学校費		
(1) 經常経費		
(2) 投資的経費		
4 その他の教育費		
(1) 經常経費		
(2) 投資的経費		
2 中学校費		
(1) 經常経費		
(2) 投資的経費		
1 農産物販売費		
(1) 經常経費		
(2) 投資的経費		
5 労働費		
(1) 經常経費		
(2) 投資的経費		
3 高等学校費		
(1) 經常経費		
(2) 投資的経費		
4 その他の教育費		
(1) 經常経費		
(2) 投資的経費		
2 中学校費		
(1) 經常経費		
(2) 投資的経費		
1 農産物販売費		
(1) 經常経費		
(2) 投資的経費		
5 労働費		
(1) 經常経費		
(2) 投資的経費		
3 高等学校費		
(1) 經常経費		
(2) 投資的経費		
4 その他の教育費		
(1) 經常経費		
(2) 投資的経費		
2 中学校費		

七二

第十二条第二項の表中第十二号を削り、第十二号を第十一号とし、第十三号から第三十八号までを一号ずつ繰り上げ、同表第三十九号中「充てた地方債の」を「充てるため発行を許可された地方債に係る」に改め、「昭和二十七年年度以降において発行を許可された地方債」の下に「(昭和三十七年度以前において発行を許可された地方債で自治大臣が指定するものを除く。)」を加え、同表中同号を第三十八号とし、第四十号から第四十二号までを一号ずつ繰り上げる。

第十三条第五項の表を次のように改める。

地方団体 の種類	経費の種類	測定単位	補正の種類
一 警察費	警察職員数	段階補正、密度補正、態容補正及び寒冷補正	
二 土木費			
1 道路橋りょう費			
(1) 経常経費	道路の面積	種別補正、密度補正、態容補正及び寒冷補正	
(2) 投資的経費	道路の延長	態容補正及び寒冷補正	
2 河川費			
(1) 経常経費	河川の延長	態容補正及び寒冷補正	
(2) 投資的経費	河川の延長	態容補正	
3 港湾費			
(1) 経常経費	港湾（漁港を含む。）における係留施設の延長	種別補正、態容補正及び寒冷補正	
(2) 投資的経費	港湾（漁港を含む。）における外郭施設の延長	態容補正	
4 その他の土木費			
(1) 経常経費	人口	段階補正、密度補正、態容補正及び寒冷補正	
(2) 投資的経費	人口	態容補正	
	海岸保全施設の延長	態容補正	
三 教育費			
1 小学校費	教職員数	態容補正及び寒冷補正	
2 中学校費	教職員数	態容補正及び寒冷補正	
3 高等学校費			
(1) 経常経費	教職員数	種別補正、態容補正及び寒冷補正	
(2) 投資的経費	生徒数	種別補正、態容補正及び寒冷補正	
	生徒数	態容補正及び寒冷補正	

昭和四十四年六月六日 参議院會議録第二十六号 地方交付税法の一部を改正する法律案

道府県							
4	その他の教育費	人口	段階補正、密度補正、 及び寒冷補正	4	その他の教育費	人口	段階補正、密度補正、 及び寒冷補正
四	厚生労働費	盲学校、聾学校及び養護 学校の幼児、児童及び生 徒の数	態容補正及び寒冷補正	1	生活保護費	町村部人口	密度補正、態容補正及び寒冷補 正
2	社会福祉費	人口	段階補正、密度補正、 態容補正	(1)	經常経費	人口	段階補正、密度補正、 態容補正
(2)	投資的経費	人口	態容補正及び寒冷補正	(2)	投資的経費	人口	段階補正、密度補正、 態容補正 及び寒冷補正
3	衛生費	人口	段階補正、密度補正、 態容補正 及び寒冷補正	4	労働費	工場事業場労働者数	密度補正、態容補正及び寒冷補 正
4	労働費	失業者数	態容補正	五	産業経済費		
1	農業行政費	農家数	段階補正、密度補正、 態容補正 及び寒冷補正	1	經常経費	耕地の面積	態容補正
(2)	投資的経費	林野の面積	態容補正及び寒冷補正	2	林野行政費	林野の面積	態容補正及び寒冷補正
(1)	經常経費	林野の面積	態容補正	(2)	投資的経費	水産業者数	種別補正、段階補正、 態容補正 及び寒冷補正
3	水産行政費	水産業者数	種別補正、段階補正、 態容補正 及び寒冷補正	4	商工行政費	商工業の従業者数	種別補正、段階補正、 態容補正 及び寒冷補正
(1)	經常経費	水産業者数	種別補正、段階補正、 態容補正 及び寒冷補正	六	その他の行政費	都府県税の税額	種別補正、密度補正、 態容補正 及び寒冷補正
1	徴税費						

七	災害復旧費	災害復旧事業費の財源に 充てるため発行を許可さ れた地方債に係る元利償 還金	種別補正
2	恩給費	恩給受給権者数	種別補正
3	その他の諸費	人口	段階補正、密度補正、 態容補正 及び寒冷補正
(1)	經常経費	人口	態容補正及び寒冷補正
(2)	投資的経費	人口	態容補正
一	消防費	人口	段階補正、態容補正及び寒冷補 正
二	土木費		
1	道路橋りょう費	道路の面積	種別補正、態容補正及び寒冷補 正
(1)	經常経費	道路の延長	態容補正及び寒冷補正
(2)	投資的経費	港湾（漁港を含む。）にお ける係留施設の延長	種別補正、態容補正及び寒冷補 正
2	港湾費	港湾（漁港を含む。）にお ける外郭施設の延長	態容補正
(1)	經常経費	都市計画区域における人 口	態容補正及び寒冷補正
(2)	投資的経費	都市計画区域における人 口	態容補正
3	都市計画費	人口集中地区人口	態容補正
(1)	經常経費	人口集中地区人口	態容補正
(2)	投資的経費	人口集中地区人口	態容補正
4	下水道費	人口	段階補正、態容補正及び寒冷補 正
(1)	經常経費		
(2)	投資的経費		
5	その他の土木費		
(1)	經常経費		

市町村			
三 教育費			
(2) 投資的経費	人口	態容補正	
1 小学校費	児童数	密度補正、態容補正及び寒冷補正	
(1) 經常経費	学級数	態容補正及び寒冷補正	
(2) 投資的経費	学校数	態容補正及び寒冷補正	
2 中学校費	学級数	態容補正及び寒冷補正	
(1) 經常経費	生徒数	密度補正、態容補正及び寒冷補正	
(2) 投資的経費	学級数	態容補正及び寒冷補正	
3 高等学校費	学校数	態容補正及び寒冷補正	
(1) 經常経費	学級数	態容補正及び寒冷補正	
(2) 投資的経費	教職員数	種別補正、態容補正及び寒冷補正	
4 その他の教育費	生徒数	種別補正、態容補正及び寒冷補正	
(1) 經常経費	生徒数	態容補正及び寒冷補正	
(2) 投資的経費	生徒数	態容補正及び寒冷補正	
1 生活保護費	人口	段階補正、密度補正、態容補正及び寒冷補正	
2 社会福祉費	人口	段階補正、密度補正、態容補正及び寒冷補正	
(2) 投資的経費	人口	段階補正、密度補正、態容補正及び寒冷補正	
四 厚生労働費	人口	態容補正及び寒冷補正	
1 生活保護費	人口	段階補正、密度補正、態容補正及び寒冷補正	
2 社会福祉費	人口	段階補正、密度補正、態容補正及び寒冷補正	
(2) 投資的経費	人口	段階補正、密度補正、態容補正及び寒冷補正	
3 保健衛生費	人口	段階補正、態容補正及び寒冷補正	
4 清掃費	人口	態容補正及び寒冷補正	
(1) 經常経費	人口	態容補正及び寒冷補正	
(2) 投資的経費	人口	態容補正及び寒冷補正	
5 労働費	失業者数	態容補正	
五 産業経済費	失業者数	態容補正	
1 農業行政費	農家数	段階補正、態容補正及び寒冷補正	
(1) 經常経費	農家数	態容補正	
(2) 投資的経費	農家数	態容補正	
2 商工行政費	農家数	段階補正、態容補正及び寒冷補正	
3 その他の産業経済費	農家数	態容補正	
(1) 經常経費	農家数	態容補正	
(2) 投資的経費	農家数	態容補正	
4 戸籍費	農家数	態容補正	
3 住民基本台帳費	農家数	態容補正	
4 その他の諸費	農家数	態容補正	
(1) 經常経費	農家数	態容補正	
(2) 投資的経費	農家数	態容補正	
六 その他の行政費	農家数	態容補正	
1 徴税費	農家数	態容補正	
2 戸籍費	農家数	態容補正	
3 住民基本台帳費	農家数	態容補正	
4 その他の諸費	農家数	態容補正	
(1) 經常経費	農家数	態容補正	
(2) 投資的経費	農家数	態容補正	
七 市町村税の税額	農家数	態容補正	
1 徴税費	農家数	態容補正	
2 戸籍費	農家数	態容補正	
3 住民基本台帳費	農家数	態容補正	
4 その他の諸費	農家数	態容補正	
(1) 經常経費	農家数	態容補正	
(2) 投資的経費	農家数	態容補正	
八 市町村税の税額	農家数	態容補正	
1 徴税費	農家数	態容補正	
2 戸籍費	農家数	態容補正	
3 住民基本台帳費	農家数	態容補正	
4 その他の諸費	農家数	態容補正	
(1) 經常経費	農家数	態容補正	
(2) 投資的経費	農家数	態容補正	
九 市町村税の税額	農家数	態容補正	
1 徴税費	農家数	態容補正	
2 戸籍費	農家数	態容補正	
3 住民基本台帳費	農家数	態容補正	
4 その他の諸費	農家数	態容補正	
(1) 經常経費	農家数	態容補正	
(2) 投資的経費	農家数	態容補正	
十 市町村税の税額	農家数	態容補正	
1 徴税費	農家数	態容補正	
2 戸籍費	農家数	態容補正	
3 住民基本台帳費	農家数	態容補正	
4 その他の諸費	農家数	態容補正	
(1) 經常経費	農家数	態容補正	
(2) 投資的経費	農家数	態容補正	
十一 市町村税の税額	農家数	態容補正	
1 徴税費	農家数	態容補正	
2 戸籍費	農家数	態容補正	
3 住民基本台帳費	農家数	態容補正	
4 その他の諸費	農家数	態容補正	
(1) 經常経費	農家数	態容補正	
(2) 投資的経費	農家数	態容補正	
十二 市町村税の税額	農家数	態容補正	
1 徴税費	農家数	態容補正	
2 戸籍費	農家数	態容補正	
3 住民基本台帳費	農家数	態容補正	
4 その他の諸費	農家数	態容補正	
(1) 經常経費	農家数	態容補正	
(2) 投資的経費	農家数	態容補正	
十三 市町村税の税額	農家数	態容補正	
1 徴税費	農家数	態容補正	
2 戸籍費	農家数	態容補正	
3 住民基本台帳費	農家数	態容補正	
4 その他の諸費	農家数	態容補正	
(1) 經常経費	農家数	態容補正	
(2) 投資的経費	農家数	態容補正	
十四 市町村税の税額	農家数	態容補正	

別表

附則第六項及び第七項中「地方交付税の総額」を「交付税の総額」に改め、附則第十一項中「算定した額の下に」。以下本項において同じ。」を加え、同項に次のただし書を加える。

ただし、次項の規定による交付後において財源不足額に変更があつた場合には、すでに交付された額を当該年度分として交付すべき特別事業償還交付金の額とする。

別表を次のように改める。

第十三条第七項中「人口」を「人口集中地区人口」に改め、「宅地平均価格指数」を削る。

第十四条第三項の表の基準税額等の算定の基礎の欄中、並びに前年度分の所得税の「を」並びに最近の年度分の所得税の「に」、「係る前年度分の所得税の「を」に係る最近の年度分の所得税の「に」、「おける前年度分の法人税の「を」おける最近の年度分の法人税の「に」、「飲食店、料理店、旅館及び貸席の別にそれぞれ前年度分の所得税の課税の基礎となつた当該事業に係る所得額」を「飲食店業及び料理店業、旅館業並びに席貸業に係る最近の年度分の所得税の課税の基礎となつた所得額」に、「飲食店及び料理店については、前年度分の法人税の課税の基礎となつた所得額、旅館及び貸席については最近の事業所統計調査の結果によるそれぞれの事業のうち法人に係るものの従業者数」を「飲食店業及び料理店業、旅館業並びに席貸業に係る最近の年度分の法人税の課税の基礎となつた所得額」に改める。

第十三条第七項中「人口」を「人口集中地区人口」に改め、
「宅地平均価格指數」を削る。

七 災害復旧費

災害復旧事業費の財源に充てるため発行を許可された地方債に係る元利償還金

種別補正

地方団体 の種類	経費の種類	測定単位	単位費用
一 警察費	警察職員数	一人につき	一、三六一、〇〇〇円 銭
二 土木費			
1 道路橋りょう費	道路の面積	一平方メートルにつき	五〇四、〇〇〇
(1) 經常経費	道路の延長	一メートルにつき	八五七、〇〇〇
(2) 投資的経費			
2 河川費	河川の延長	一メートルにつき	一六二、〇〇〇
(1) 經常経費	河川の延長	一メートルにつき	一一五、六〇〇
(2) 投資的経費			
3 港湾費	港湾（漁港を含む。）における係留施設の延長	一メートルにつき	四、五〇〇、〇〇〇
(1) 經常経費			

道府県		支庁		市町村		町		村	
② 投資的経費	港湾（漁港を含む）における外郭施設の延長	メートルにつき	一、六九〇〇〇						
4 その他の土木費									
(1) 經常経費	人口	一人につき	一〇六〇〇						
(2) 投資的経費	海岸保全施設の延長	メートルにつき	九〇〇						
	人口	一人につき	五二七〇〇						
	海岸保全施設の延長	メートルにつき	三五五〇〇						
三 教育費									
1 小学校費	教職員数	一人につき	六五一、四〇〇〇〇						
	学校数	一校につき	一一六、五〇〇〇〇						
2 中学校費	教職員数	一人につき	六二四、八〇〇〇〇						
	学校数	一校につき	一一六、五〇〇〇〇						
3 高等学校費	教職員数	一人につき	一一、一一一、〇〇〇〇〇						
(1) 經常経費	生徒数	一人につき	八、四〇〇〇〇						
(2) 投資的経費	生徒数	一人につき	三、七〇〇〇〇						
4 その他の教育費	人口	一人につき	二二九〇〇						
	盲学校、聾学校及び養護学校の幼児、児童及び生徒の数	一人につき	三〇七、九〇〇〇〇						
四 厚生労働費									
1 生活保護費	町村部人口	一人につき	七〇六〇〇						
2 社会福祉費									
(1) 經常経費	人口	一人につき	二六七〇〇						
(2) 投資的経費	人口	一人につき	四一〇〇						
3 衛生費	人口	一人につき	五七七〇〇						
4 労働費	工場事業場労働者数	一人につき	六一〇〇〇〇						
五 産業経済費	失業者数	一人につき	一二七、六〇〇〇〇						

昭和四十四年六月六日 参議院會議録第二十六号 地方交付税法の一部を改正する法律案

一 消防費				
	人口	一人につき	九〇七〇〇	
1 農業行政費	農家数	一戸につき	一一、六七〇〇〇	
(1) 經常経費	耕地の面積	一ヘクタールにつき	八、三九〇〇〇	
(2) 投資的経費	林野の面積	一ヘクタールにつき	五、四五〇〇	
2 林野行政費	林野の面積	一ヘクタールにつき	一、三一〇〇〇	
(1) 經常経費	林野の面積	一ヘクタールにつき	一、三一〇〇〇	
(2) 投資的経費	水産業者数	一人につき	一九、八七〇〇〇	
3 水産行政費	水産業者数	一人につき	九、三一〇〇〇	
(1) 經常経費	水産業者数	一人につき	一、五一〇〇〇	
(2) 投資的経費	商工業の従業者数	一人につき	一〇二〇〇	
4 商工行政費	商工業の従業者数	一人につき	一一五、〇〇〇〇〇	
六 その他の行政費	道府県税の税額	千円につき	一〇二〇〇	
1 徴税費	恩給受給権者数	一人につき	一〇二〇〇	
2 恩給費	恩給受給権者数	一人につき	一〇二〇〇	
3 その他の諸費	人口	一人につき	六三三〇〇	
(1) 經常経費	人口	一人につき	四〇五〇〇	
(2) 投資的経費	面積	一平方キロメートルにつき	六二、五八〇〇〇	
七 災害復旧費	災害復旧事業費の財源に充てられた地方債に係る元利償還金	千円につき	九五〇〇〇	
八 特定債償還費	公共事業費等特定の事業費の財源に充てられた地方債に係る元利償還金	千円につき	二五〇〇〇	
九 特別事業債償還費	公共事業費等特定の事業費の財源に充てられた地方債に係る元利償還金	千円につき	一三九〇〇	

				二 土木費
				1 道路橋りょう費
				(1) 經常経費
				(2) 投資的経費
				道路の面積
				道路の延長
				二 港湾費
				(1) 經常経費
				(2) 投資的経費
				港湾(漁港を含む)における係留施設の延長
				港湾(漁港を含む)における外郭施設の延長
				三 都市計画費
				(1) 經常経費
				(2) 投資的経費
				都市計画区域における人口
				都市計画区域における人口
				四 下水道費
				(1) 經常経費
				(2) 投資的経費
				人口集中地区人口
				五 その他の土木費
				(1) 經常経費
				(2) 投資的経費
				人口
				六 教育費
				1 小学校費
				(1) 經常経費
				(2) 投資的経費
				児童数
				二 中学校費
				(1) 經常経費
				(2) 投資的経費
				生徒数
				三 高等学校費
				(1) 經常経費
				(2) 投資的経費
				学級数
				四 特別教育費
				(1) 經常経費
				(2) 投資的経費
				学級数
				五 特別養育費
				(1) 經常経費
				(2) 投資的経費
				学級数
				六 特別養育費
				(1) 經常経費
				(2) 投資的経費
				学級数
				七 特別養育費
				(1) 經常経費
				(2) 投資的経費
				学級数
				八 特別養育費
				(1) 經常経費
				(2) 投資的経費
				学級数
				九 特別養育費
				(1) 經常経費
				(2) 投資的経費
				学級数
				一校につき
				一、二六九、〇〇〇〇〇

昭和四十四年六月六日 参議院會議録第二十六号 地方交付税法の一部を改正する法律案

[illegible]

(2) 投資的経費		人口	面積	一人につき
七	災害復旧費	災害復旧事業費の財源に充てるため発行を許可された地方債に係る元利償還金	千円につき	四〇七〇〇
八	特定償還費	公共事業費等特定の事業費の財源に充てるため発行を許可された地方債に係る元利償還金	千円につき	二五〇〇〇
九	辺地対策事業償還費	辺地対策事業費の財源に充てるため発行を許可された地方債に係る元利償還金	千円につき	八〇〇〇〇
十	特別事業償還費	公共事業費等特定の事業費の財源に充てるため昭和四十一年度において特別に発行を許可された地方債の額	千円につき	一三二〇〇

附則		人口	面積	一人につき
一	この法律は、公布の日から施行する。			
二	改正後の地方交付税法第十二条第一項及び第二項、第十三条第五項及び第七項、第十四条第三項、附則第十一項並びに別表の規定は、昭和四十四年度分の地方交付税及び特別事業償還交付金から適用する。			
三	昭和四十四年度に限り、道府県及び自治省令で定める市町村の基準財政需要額は、地方交付税法第三十一条の規定によつて算定した額に、次の表に掲げる地方公共団体の種類、経費の種類及び測定単位ごとの単位費用に次項の規定により算定した測定単位の数値を乗じて得た額を加算した額とする。			
四	地方公共団体の種類	経費の種類	測定単位	単位費用
道府県	土地開発基金費	人口	一人につき	二九四〇〇円
市町村	土地開発基金費	人口	一人につき	一、〇〇〇〇〇
五	前項の測定単位の数値は、官報で公示された最近の国勢調査の結果による当該地方公共団体の人口につき、自治省令で定めるところにより、算定する。ただし、人口の増加率その他の事情を参酌して、自治省令で定めるところにより、補正することができる。			
六	昭和四十四年度及び昭和四十五年度に限り、当該各年度分として交付すべき地方交付税の総額は、算定した額から六百九十億円を減額した額とし、昭和四十五年度分にあつては同項の規定により算定した額に六百九十億円を加算した額とする。ただし、地方財政の状況等に応じ、別に法律で定めるときにより、当該加算すべき額の全部を同年度において加算しない。			
七	昭和四十七年度分として交付すべき地方交付税の額は、当該地方交付税の総額から同年度分交付税の額に係る地方交付税法第十条第二項本文の普通交付税の額の合算額と同年度の交付税及び譲与税配付金特別会計の当初予算に計上された地方交付税交付金の額の百分の六に相当する額との合計額を控除した額とする。			

昭和四十四年六月六日 参議院會議録第二十六号 地方交付税法の一部を改正する法律案

除した額以内の額を同年度内に交付しない、これを同法第六条第二項の当該年度の前年度以前の地方交付税でまだ交付していない額として、昭和四十四年度分の地方交付税の総額に計算して交付することが出来る。この場合において、当該合計額から同予算に計上された地方交付税交付金の額を控除した額に相当する昭和四十三年度分として交付すべき地方交付税については、同法第六条の二第二項及び第三項の規定にかかわらず、その全額を普通交付税として交付することが出来る。

〔内藤三郎君登壇、拍手〕

○内藤三郎君 たいだいま議題となりました地方交付税法の一部を改正する法律案につきまして、地方行政委員会における審査の経過及び結果を御報告いたします。

本案は、第一に、地方公共団体の行政経費の増加に対処するため、地方交付税の単位費用を改定し、基準財政需要額について、経常経費と投資的経費の区分を明確にし、特に投資的経費について動態的な算定を強化するほか、臨時の措置として、公共用地の取得の促進に資するため、土地開発基金を設けることとし、また、過密地域並びに後進地域における財源措置の充実をはかることとするものであります。

第二に、昭和四十四年度分の地方交付税の総額について、現行の法定額から六百九十億円を減額することとし、別途昭和四十三年度の補正予算により増加した同年度分の地方交付税の総額から六百八十四億円を昭和四十四年度に繰り越して加算することとし、六百九十億円は後年度において加算しようとするものであります。

委員会におきましては、地方交付税の総額に特例措置を講じた経緯、公共用地取得の財源措置等につき、熱心な審査が行なわれましたが、その詳細は会議録によってごらん願いたいと存じます。

質疑を終局し、討論に入りましたところ、本案に対し、日本社会党を代表して竹田委員から反対、自由民主党を代表して熊谷委員から賛成、公明党を代表して阿部委員から反対の意見がそれぞれ述べられ、採決の結果、本案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本案に対し、地方交付税が地方の固有財源であることにかんがみ、国税収納金整理資金から直接特別会計に繰り入れる措置の実現につき努力すること等を内容とする各派共同提出の附帯決議案を、全会一致をもって委員会の決議とすることに決しました。

以上御報告いたします。(拍手)

○議長(重宗雄三君) 別に御発言もなければ、これより採決をいたします。

本案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(重宗雄三君) 過半数と認めます。よつて、本案は可決せられました。

本日はこれにて散会いたします。

午前十時十八分散会

議員

議長 重宗 雄三君
副議長 安井 謙君

原田 立君 青島 幸男君 藤原 芳雄君 山崎 隆雄君 三木 忠雄君 上林 繁次郎君 内藤 三郎君 阿部 憲一君 松下 正寿君 田村 賢作君 多田 省吾君 中沢 伊登子君 伊藤 五郎君 田代 富士男君 二宮 文造君 向井 長年君 白井 勇君 白木 義一郎君 中村 正雄君 小山 邦太郎君 山本 敬三郎君 渡辺 一太郎君 矢野 登君 長屋 茂君
重宗 雄三君 安井 謙君 山田 勇君 堀出 啓典君 萩原 幽香子君 市川 房枝君 内田 善利君 任田 新治君 矢追 秀彦君 中尾 辰義君 小林 章君 宮崎 正義君 片山 武夫君 後藤 義隆君 鈴木 一弘君 渋谷 邦彦君 高山 恒雄君 横山 フク君 小平 芳平君 村尾 重雄君 植竹 春彦君 若林 正武君 安田 隆明君 増田 盛君 永野 鎮雄君

中山 太郎君 中村 喜四郎君 八田 一朗君 柳田 桃太郎君 黒木 利克君 岡本 悟君 土屋 義彦君 江藤 智君 大谷 謙之助君 青田 源太郎君 藤田 正明君 大谷 賛雄君 藤原 恵吉君 増原 正利君 徳永 碩哉君 井野 荒太君 杉原 渉君 沢田 一精君 大松 博文君 小林 国司君 佐藤 一郎君 山本 茂一郎君 山田 悠紀夫君 内田 芳郎君 岩動 道行君 河川 陽一君 二木 謙吾君 長谷川 仁君 金丸 富夫君 田中 茂雄君 山下 春江君 八木 一郎君 平井 太郎君 吉池 信三君 青木 一男君 重政 康徳君 木村 睦男君 亀井 善彰君 上田 稔君 松本 英一君 佐田 一郎君 石原 慎太郎君 杉原 一雄君 源田 実君 久保 勘一君
高田 浩彦君 西村 尚治君 宮崎 正雄君 佐藤 隆君 楠 正俊君 高橋 文五郎君 船田 謙君 大竹 平八郎君 柴田 栄君 栗原 祐幸君 梶原 茂嘉君 前田 佳郎君 鍋島 直昭君 新谷 寅三郎君 石原 幹市郎君 山崎 竜男君 玉置 和郎君 鈴木 省吾君 久次 米雄太郎君 山内 一郎君 中津 井 真君 鬼丸 勝之君 大森 久司君 丸茂 鶴一君 和島 重貞君 鹿島 俊雄君 櫻井 志郎君 谷口 慶吉君 平島 敏夫君 山本 利壽君 山口 長治郎君 寺尾 豊君 郡 祐一君 小林 武治君 吉武 恵市君 上田 哲君 長田 裕二君 和田 静夫君 安永 英雄君 菅野 儀作君 竹田 四郎君 達田 龍彦君 熊谷 三郎君 川上 為治君
小野 明君 中村 波男君 米田 正文君 温水 三郎君 松本 賢一君 森 八三郎君 塚田 十一郎君 大矢 正君 小柳 勇君 迫水 久常君 廣瀬 久忠君 北村 暢君 須藤 五郎君 河田 賢治君 前川 旦君 竹田 現照君 村田 秀三君 大橋 和孝君 大森 創造君 沢田 政治君 大森 千代世君 武内 五郎君 近藤 信一君 森 元治郎君 永岡 光治君 岡 三郎君 岡部 秀男君 田中 一君 松澤 兼人君
外務大臣臨時代理 文部大臣 建設大臣 自治大臣 大平 正芳君 坂田 道太君 坪川 信三君 野田 武夫君 森 勝治君 山本 杉君 木島 義夫君 小林 武君 林 虎雄君 三木 與吉郎君 赤岡 文三君 横川 正市君 高橋 俊二君 秋山 長造君 成瀬 暢治君 小笠原 貞子君 岩岡 正男君 戸田 菊雄君 山崎 昇君 川村 清一君 田中 寿美子君 西村 関一君 野上 元君 山本 伊三郎君 森 守義君 鈴木 登君 阿具 根 登君 羽生 三三君 大和 与一君 藤原 道子君 加藤 シヅエ君

國務大臣

外務大臣臨時代理 文部大臣 建設大臣 自治大臣

第二十二号中正誤

採決 正

第二十四号中正誤

誤 正

三件

第一四四号 行所 大蔵省印刷局 東京 五八二 四四二(大代)

明治三十五年三月三十一日 第三号 郵便物認可